

第 1 1 回 匝瑳市子ども・子育て会議 会議次第

令和元年 9 月 5 日（木）

午後 1 時 3 0 分～ 3 時 0 0 分

匝瑳市民ふれあいセンター

2 階 第 3 会議室

1 開 会

2 議 事

- （ 1 ） 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について
- （ 2 ） 第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- （ 3 ） その他

3 閉 会

施策体系	具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
			取組んだ内容	成果	課題		
1 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり							
1 子育て家庭への支援							
(1) 子育て支援サービスの充実							
	①地域子育て支援センターの設置	保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターの設置を図ります。	各園の保育士が積極的に研修に参加し、子育て支援に関する知識・技術の習得に努めている。	平成30年4月、民間こども園1園において、地域子育て支援センターを開設した。	全国的に保育士が不足しており、人材の確保が課題となっている。	福祉課	
	②子育て情報マップの作成・配布	各種子育て支援情報をコンパクトにまとめた子育て情報マップを毎年更新し、関係機関等に配布します。	匝瑳市子育てガイドブック2018年度版(冊子及び電子書籍)を作成した。	官民協働により、市の費用負担ゼロでフルカラーのガイドブック2,000部作成。0歳から小学校3年生までの全ての世帯に配布した。 また、電子書籍版のガイドブックをホームページに掲載した。令和2年度末まで、最新情報に更新できる。	ガイドブック発行業者との契約が令和2年度末までとなっている。契約を更新するか、従前のように市単独で作成するか検討が必要。	福祉課	
			健康管理課・福祉課と連携してガイドブックの記載内容を更新した。	小学校1年生から小学校3年生までの全ての世帯にガイドブックを配布した。	—	学校教育課	
			平成27年度まで母子健康手帳交付時に「匝瑳市子育て情報マップ」を配布。平成30年度から「匝瑳市子育てガイドブック」を母子健康手帳交付時に配布している。	配布数平成27年度 249部 平成30年度 200部	—	健康管理課	
	③地域子育て相談の充実	各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。	地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図るため、子育て支援に関する研修等に参加している。	保育士協議会や県主催の各種研修・講習会等に毎年参加している。	関係機関との連携体制の構築。	福祉課	
	④子育て支援総合コーディネーター	地域における多様な子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」の配置について検討します。	平成31年4月、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設した。	子育て支援総合コーディネーターの配置に代えて、子育て世代包括支援センターに子育て支援員を配置した。	関係機関との連携体制の構築。	福祉課	
	⑤つどいの広場事業	野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育て・子育てができる環境づくりを推進します。	開催日 ○野栄つくし 火 水 木曜日 ○米倉たんぼぼ 月 水 金曜日、第1・3土曜日※平成27年10月より土曜開催を月2回に拡大した。	平成27年度延べ4,041組 8,797人 平成28年度延べ3,101組 6,919人 平成29年度延べ3,282組 7,257人 平成30年度延べ3,122組 6,599人	少子化や保育料減免等の子育て支援施策の拡大により未就学児童の幼稚園・保育所利用率が向上したため、つどいの広場利用者数が伸び悩んでいる。	福祉課	
	⑥子育てサークルの支援	子育てサークルの活動の場の提供等、母親の自主的活動の支援に努めます。	活動の際に市の会議室等は無償で提供したほか、活動を広報へ掲載、チラシの配布等を行った。	のさか図書館における読み聞かせサークルや離乳食講習会等の開催を後援した。	SNSを活用した子育て世帯のネットワークも広がっており、活動支援の見直しを検討する必要がある。	福祉課	
	⑦一時預かりの拡充	保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	民間保育園7園、民間こども園1園において一時預かりを実施している。利用者の多い園に対しては補助金を交付して運営支援を行っている。	補助金交付園 平成27年度延べ利用児童2,669人 平成28年度延べ利用児童2,674人 平成29年度延べ利用児童1,383人 平成30年度延べ利用児童2,399人	少子化や保育料減免等の子育て支援施策の拡大により未就学児童の幼稚園・保育所利用率が向上したため、利用者数が減少している。	福祉課	施策体系1-1-(2)②に重複 施策体系1-5-(1)③に重複
(2) 保育サービスの充実							

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画
 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			①延長保育	保護者の利便性向上を図るため、利用しやすい延長保育をめざします。	公立保育所(豊栄保育所で合同実施)、民間保育園7園、民間こども園1園において土曜日保育を行っている。須賀保育園では1時間の延長保育を行っている。	最低基準以上の保育士を配置して延長保育を実施している須賀保育園に補助金を交付して支援をしている。	多様な就労形態に対応可能な延長保育を実施するには、保育士確保等の運営支援を検討する必要がある。	福祉課	
			③乳幼児保育	安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう推進を図ります。	国や市独自の保育料減免制度の拡大や共働き家庭の増加に伴い、3歳未満児の保育ニーズが拡大しているが、待機児童は発生していない。	3歳未満児(4月1日時点) 保育所入所人口 児童数 平成27年度 737人 293人 平成28年度 717人 387人 平成29年度 661人 325人 平成30年度 618人 324人	国の保育士配置基準により、0歳児は児童3人対し保育士1人、1・2歳児は児童6人対し保育士1人が必要である。3歳未満児の入所拡大に対応するには、保育士の確保が課題となる。	福祉課	
			④障害児保育	一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応をします。	国の保育士配置基準を超えて保育士を配置して障害児保育を実施した園に対して補助金を交付して、運営を支援するとともに、障害時の処遇向上を図る。	保育士配置基準プラス1人の配置に対して、県から補助金が交付される。さらに1人配置した場合に市補助金を交付するが、市の補助基準を満たす保育士配置を行っている園が無い。	待機児童対策に伴う全国的な保育士不足により、保育士の確保が課題となっている。	福祉課	
			⑤病児・病後児保育	病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の実施について検討します。	あかしあこども園の運営法人である社会福祉法人九十九里ホームと病児・病後児保育の実施に向けて協議している。	未実施	病児・病後児を保育する保育士及び看護師の確保、他児への感染を防ぐための設備や医療機器を確保する必要がある。	福祉課	
			⑥保育所(園)の子育て支援機能の充実	保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。	子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放を実施して子育て支援機能を充実させている。	公立保育所4園及び民間の匠瑳、東、栄保育園とあかしあこども園は週1回、その他民間保育園は月2回園庭開放を実施して、子育て支援を実施している。	—	福祉課	
			⑦幼稚園の子育て支援機能の充実	幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。	のさか幼稚園で預かり保育を行っている。	平日と長期休業中の預かり保育を行った。	預かり保育実施施設や、長期休業中の実施期間等について見直し・検討が必要となっている。	学校教育課	
			⑧幼保連携の検討	教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ幼保連携について検討します。	公立幼稚園・保育所の連携について検討した。	近隣の状況を調査し、本市の公立幼稚園・保育所のあり方について検討した。	公立保育所、公立幼稚園において入園児童が利用定員を大きく割り込んでいる状況が続いている。	学校教育課	
					民間認定こども園1園の開設を支援した。施設整備補助金 254,322千円	平成30年4月、民間幼保連携型認定こども園あかしあこども園が開園した。	公立保育所、公立幼稚園において入園児童が利用定員を大きく割り込んでいる状況が続いている。	福祉課	
				保育施設(幼稚園等を含め)について、	防災および防犯に係る設備の点検を実施し、不備がある箇所について修繕に取り組んでいる。	・緊急通報装置修繕(平成27・29・令和元年度) ・消防設備改修工事(平成30年度のさか幼)	施設の築年数が20年を超えており、電気設備や機械設備に劣化が見られることから、大規模な改修を計画的に進めていく必要がある。	学校教育課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			⑨保育施設・設備の充実	保育施設、幼稚園等を含むについては、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。	保育所等整備交付金(厚生労働省補助事業)等の補助金を活用して、施設の増改築・改修を実施して機能の維持・充実に努めた。	平成27年度栄保育園大規模改修 平成28年度椿海・平和・匠瑳・共興保育園大規模改修 平成29年度椿海・平和・匠瑳・須賀保育園大規模改修 平成30年度共興保育園大規模改修	公立保育所の改修工事については、国・県の補助事業が無いため、自主財源で対応する必要がある。	福祉課	
			(3)経済的負担の軽減						
			①出産育児一時金の支給	国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。	国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給した。	平成27年度 53人 平成28年度 41人 平成29年度 32人 平成30年度 24人 令和元年度 18人(見込) 計 168人	—	市民課	
			②児童手当の給付	中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。	市内に居住し、中学校修了前の児童を養育又は監護している親等に、児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援した。	平成27年度 532,090千円 平成28年度 514,445千円 平成29年度 495,990千円 平成30年度 479,635千円	—	福祉課	
			③第3子以降の保育料無料化	18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の幼稚園及び保育所(園)の保育料を無料にします。	18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の幼稚園の保育料無料化を実施している。	市立 平成27年度 41千円 私立(第3子就園奨励費) 平成27年度 138千円 平成28年度 185千円 平成29年度 31千円 平成30年度 31千円	—	学校教育課	
					18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育所(園)の保育料無料化を実施している。	平成28年度 40,512千円 平成29年度 39,912千円 平成30年度 38,568千円	—	福祉課	
			④保育所(園)保育料の軽減	保護者の所得の状況に応じた適正な保育料となるよう、保育料の軽減に努めます。	市内に居住し、保育所等へ児童を通わせている保護者について、国基準利用者負担額に対して4～6割前後の利用者負担額軽減を行った。	平成29年度国基準31,061千円 自治体基準14,819千円 平成30年度 国基準31,738千円 自治体基準15,264千円 平成31年度国基準27,903千円 自治体基準14,757千円	—	福祉課	
			⑤幼稚園就園等に対する援助	幼稚園に通園する園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、園児の属する世帯の所得状況に応じた保育料等の一部の減免・助成を継続します。	所得・課税状況や世帯の状況に応じて保育料の軽減を行った。	私立幼稚園就園奨励費 平成27年度 10,000千円 平成28年度 5,441千円 平成29年度 5,681千円 平成30年度 118千円	—	学校教育課	
			⑥就学援助	経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、匠瑳市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき就学援助費を支給している。	就学援助費を支給することで、保護者の経済的負担が軽減された。	認定対象者が年々増加傾向にあるため、予算も増加している。	学校教育課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			⑦第3子以降の学校給食費の減免	18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子の学校給食費を1/2に、第4子以降の給食費を無料にします。	市内小中学校と連携し、児童・生徒の保護者に「第3子以降の学校給食費の減免」について周知を図り、施策の普及に努めている。	施策開始以降、毎年約200人の児童・生徒の保護者を対象に施策を実施している。	第3子以降の学校給食費の減免について、より一層の施策の周知と普及に努める必要がある。	学校給食センター	
			⑧子ども医療費助成事業	0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。	0歳から中学校3年生までの子どもには受給券を発行し、償還払い手続きの負担を軽減した。	保護者の経済的負担を軽減するとともに、平成30年10月1日からは助成対象を高校生世代へと拡大した。	助成対象について、周知の徹底を図る必要がある。	健康管理課	
			⑨未熟児養育医療給付事業	病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。	母子保健法に基づき、未熟児に対し正常児が出生時に有する諸機能・生活能力を得られるよう必要な医療の給付を行う。	未熟児に対する保護者の不安が取り除かれ、未熟児が適切な医療を受けることで正常児が出生時に有する諸機能を得られた。	—	健康管理課	
	2 子育て・子育てを地域で支える意識づくり								
			(1)地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成						
			①地域ぐるみの意識の醸成	広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めます。	民生委員の活動等を周知することで、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を行った。	民生委員による子育て相談や子どもの見守り活動が実施により、地域ぐるみの子育て・子育て支援意識の啓発につながった。	—	福祉課	
			②児童委員及び主任児童委員の活動の周知	子どもが健康に育つための子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員及び主任児童委員の活動内容について引き続き周知を図ります。	広報・ホームページ等により、子育てについての相談や子どもの見守り活動等を行っている民生委員（児童委員兼務）の活動内容の周知に努めた。	広報に民生委員の名前や担当区域、連絡先を掲載し、地域住民が気軽に相談できるよう周知を行ったほか、ホームページで民生委員の役割について案内している。	—	福祉課	
	3 地域社会における子育て支援体制づくり								
			(1)地域における子育て支援のネットワークづくり						
			①子ども会育成連絡協議会支援事業	子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、市内の子どもの活動の発展を図ります。	市内各子ども会の運営支援、連絡調整、市・東総子ども会行事への参加呼びかけ	各子ども会活動が自主的に運営できるよう、支援することができた。	休会に入る子ども会が増えている。また、子ども会を運営する育成者が少なくなっている。	生涯学習課	
			②PTA活動支援事業	市内の小・中学校及び幼稚園のPTAが連携し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。	市PTA連絡協議会へ補助金を交付し、活動を支援した。また、市との教育懇談の機会も設けている。	市PTA連絡協議会の主体的な活動を支援した。PTAバレーボール大会等の実施により、市内PTA会員相互の交流を深め、親睦が図られた。	市PTA連絡協議会からの要望に対応していくための調整や財源確保が難しい。	生涯学習課	
			③スポーツ活動支援事業	スポーツ振興を目的として、市民に対してスポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。	ニュースポーツの普及を図るため、小学校及び地区子ども会対象にカローリングの技術指導をスポーツ推進委員と共に行っている。	年一度開催しているニュースポーツ大会への出場チームの増加とカローリング普及が図られた。	地域によってはスポーツ活動への意欲に偏りがあるので、市全体への普及が課題である。	生涯学習課	
			(2)地域資源活用による子育て支援						
			①学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	スポーツ教室、親子休日チャレンジ講座、公民館講座、図書館内教室・講座等を企画している。	令和元年度は、スポーツ教室8教室、親子休日チャレンジ講座7教室、公民館講座3教室、図書館内教室・講座9教室を企画・実施し、好評を得ている。	新しい講座を開設するには、予算や新たな講師の確保が必要になる。	生涯学習課	

匝瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
4			②地域資源の活用	各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場として活用します。	コミュニティセンターの活用について区長会を通じ周知を行った。	一部のコミュニティセンターを放課後児童クラブが年間通して活用	コミュニティセンターの利用にあたっては、地域住民や団体などが利用することから、放課後児童クラブなど年間を通じて利用するためには、地域の理解や配慮が必要となる。	環境生活課	
			③ファミリー・サポート・センター事業の検討	ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。	実施について検討を行った。	実施に向けて検討しているが、人材や団体についての調査等は行っていない。	提供可能なサービスの質と量の把握。	福祉課	
	4 仕事と子育てが両立できる環境の整備								
	(1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し								
			①父親の育児参加の促進	父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう「育児のための休暇取得プログラム」等の情報提供を行います。	各機関の啓発チラシの配布。	各種施策等の周知が図れた。	より多数の市民・企業への周知。	産業振興課	
			②多様な働き方への支援	NPOの活動等の多様な働き方を支援します。	NPO活動や多様な働き方に関する啓発チラシ等を配布した。	—	NPO活動と多様な働き方に関わる事業展開を検討したが、方針が定まらなかった。	環境生活課	
	(2) 仕事と子育て両立支援の推進								
			①乳幼児保育の充実	仕事と子育ての両立を支援するため、乳幼児保育の需要に対応できるよう受け入れ体制等の整備を進めます。	県補助金を活用し、1歳児5人に対し保育士1人の配置、生後3か月未満または身障児に対し保育士を加配している園の運営補助を行った。	補助金額 平成27年度 10,629,975円 平成28年度 8,592,480円 平成29年度 20,013,793円 平成30年度 19,756,962円	国の保育士配置基準により、0歳児は児童3人対し保育士1人、1・2歳児は児童6人対し保育士1人が必要である。乳幼児保育の充実を図るには、保育士の確保が課題となる。	福祉課	
			②延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応します。	公立保育所(豊栄保育所で合同実施)、民間保育園7園、民間こども園1園において土曜日保育を行っている。須賀保育園では1時間の延長保育を行っている。	最低基準以上の保育士を配置して延長保育を実施している須賀保育園に補助金を交付して支援をしている。	多様な就労形態に対応可能な延長保育を実施するには、保育士確保等の運営支援を検討する必要がある。	福祉課	
			③育児・介護休業制度の周知	育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。	各機関の啓発チラシの配布。	各種施策等の周知が図れた。	より多数の市民・企業への周知。	産業振興課	
		④放課後児童クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。	入所児童が年々増加傾向にあるが、余裕教室等を有効活用し、また臨時職員(児童支援(補助)員)を増員し対応している。	平成28年度に待機児童が数人いたが現在は待機児童は出ていない。	児童支援員の確保が課題となっている。	学校教育課		
		⑤放課後子ども教室の充実	子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、さまざまな学びや体験活動を通して生きる力の向上や地域の人間関係づくりを図ります。	各種体験活動を行い、生きる力の向上や地域の人間関係づくりの向上を図った。また、活動する教室にエアコンを設置し安全安心な活動場所を提供した。	全教室共に在籍児童数が増加傾向にある。児童及び保護者のニーズに対応できている。	指導者(安全管理員)の確保が課題となっている。	学校教育課		
5 支援を必要とする子どもと家庭への取組みの推進									
(1) 児童虐待の防止策の充実									

匠瑤市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			①孤立感・不安の解消	母子保健事業において保護者の不安をよく受け止め、助言し、自信をもって育児ができるようにします。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。	母子健康手帳交付時やマタニティクラス等、妊娠期から相談できる機会を設けることで、不安の軽減に努めた。また、交流の場として新たに平成30年度より、ウエルカムベビークラス、スマイルママクラスを開始した。	参加者数 マタニティ ウェルカム スマイル 平成27年度 妊婦89夫41 — — 平成28年度 妊婦85夫36 — — 平成29年度 妊婦85夫30 — — 平成30年度 妊婦47夫20 妊婦18夫7 産婦30子30	参加者を増やすことが課題となっている。	健康管理課	
			②相談事業の周知	家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。	「広報そうさ」での相談日の案内と窓口で家庭児童相談室のカードを配布した。	広報やカードの配布により困りごとのある家庭に対して周知が図れた。	紙媒体を通しての周知だけではなく、直接的に保護者等養育者に相談室の周知を行う。	福祉課	
			④関係機関の協力による早期発見	母子保健事業・こんにちは赤ちゃん事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。	各健診、相談、訪問事業において、問診票やアンケート、母子の様子、家族の話から、育児困難家庭や虐待等を把握した。	リスクがある家庭を各健診、相談、訪問事業にて把握し、継続的に支援している。	介入に拒否的な家庭がある。	健康管理課	
			⑤保育所(園)、幼稚園、小・中学校における早期発見	保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための指導・啓発に努めます。	長期休業明けに登校せず家庭との連絡が取れない場合や、部活動等において、不自然な外傷がある場合等の調査を実施した。	児童虐待が疑われる事案の該当者はいなかった。	学校の見守り体制の強化を図る必要がある。	学校教育課	
					保育所(園)、幼稚園、小・中学校職員に向けて、早期発見対応のマニュアルを配布し、児童虐待の理解を促した。	年1回、年度当初の保育所(園)長会議、校長会議、各園・小中学校訪問により啓発を行い早期発見による児童虐待防止の意識共有が図れた。	支援にあたる保育士や教員との認識や理解を統一する。	福祉課	
			⑥市民の協力による早期発見	「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも2年に一度更新し、学校、保育所、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。	「広報そうさ」で児童虐待の定義を周知し、発見した場合には通告義務について理解を求めた。	毎月の広報にて、相談室開設の案内と、毎年11月号にて児童虐待防止推進月間の広報を行った。	親しみやすい家庭児童相談室のパンフレットを作成する。	福祉課	
			⑦要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用し、情報の共有化等を図り、児童虐待に際して適切な対応に努めます。	円滑な情報共有と支援体制の充実を図るため、各種会議を開催した。	代表者会議年1回 実務者会議年3回 個別支援会議平成27年度43回、平成28年度53回、平成29年度52回、平成30年度36回	ケースの進捗に合わせて、こまめに個別支援会議を開催する。	福祉課	
			(2) ひとり親家庭への自立支援の推進						
			①自立支援・就業相談等の情報提供	母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、支援活動の充実を図ります。	現況届配布時に、出張ハローワークの利用案内を行った。	窓口開設 平成28年度1回、平成29年度2回、平成30年度2回	母子家庭の母等が安定した職に就けるよう、年間を通じてハローワークの利用を促進する。	福祉課	
			②母子寡婦福祉会への支援	母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換したり、親睦を深めています。今後は、若年母子の会員募集等、会の充実を支援します。	情報交換や親睦を深める機会の設営を支援した。	千葉県母子寡婦福祉大会への参加や移動研修会の実施に当たり事務局として支援を行った。	若年母子会員の新規加入が無い状況が続いている。	福祉課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
		(3) 障害を持つ子どもへの支援	③母子家庭等への居住の安定確保	母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。	20歳未満の子を扶養している場合、市営住宅入居者選考の際に優先的に入居が可能としている。	募集に対して応募がない状態である。	市営住宅の建物が古く、入居を希望する母子家庭等は少ない。	都市整備課	
			④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や 児童の育成を支援します。	入所選考基準を設け、ひとり親家庭については、優先的利用を図った。	母子家庭等における待機児童は出していない。	年々、在籍児童が増加傾向にあるため今後も待機児童が出ないように配慮が必要である。	学校教育課	
			⑤児童扶養手当の給付	母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。	平成27年度 105,464,050円 平成28年度 98,373,990円 平成29年度 96,314,740円 平成30年度 95,517,080円	未申請のひとり親家庭に対する制度の周知と申請促進。	福祉課	
			⑥ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。	ひとり親家庭等の児童等が病院で受診した際に支払うべき健康保険の自己負担の一部を助成した。	平成27年度対象者260人(15人)助成額4,704,680円 平成28年度対象者176人(0円)助成額3,873,659円 平成29年度対象者154人(5人)助成額4,553,045円 平成30年度対象者297人(25人)助成額3,541,180円()内は父子	健康管理課で実施している子ども医療費助成事業と、助成対象者及び範囲が重複していることにより、事務が煩雑化している。	福祉課	
			⑦母子家庭等対策総合支援事業	母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給します。	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給した。	自立支援教育給付金平成30年度1人 高等職業訓練促進給付金平成27年度1人、平成28年度1人	制度の周知と修業に困難を抱えている者への制度利用の提案を行う。	福祉課	
			⑧養育費の確保	母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、支援を行います。	無料相談窓口の周知を図った。	年1回、児童扶養手当現況届配布時にパンフレットを同封した。 年1回、広報にて最寄りの相談窓口開設の案内を行った。	相談員等支援者の養育費についての知識の向上を図る。	福祉課	
		①早期発見体制の整備	母子保健事業や幼稚園・保育所(園)を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見に努めます。	各健診、相談、訪問等で、問診票の内容や、子どもの様子、家族の話から、病気や発育・発達の問題の早期発見に努めた。また、健診では必要時精密健康診査券を発行し、医療機関につなげている。	医療機関に受診し、異常の早期発見・早期治療に結びついたり、発達面の問題から、療育機関利用につながっている。	保護者の理解や受容の状況により、受診や相談、療育機関の利用につながらない場合がある。	健康管理課		
				特別支援教育推進に係る担当者とともに市内全幼稚園・保育所(園)の施設訪問を行い、状況の把握に努めた。	市内全幼稚園・保育所(園)の施設訪問を行うことで、発達・発育に困難さをもつ幼児の把握ができた。	限られた時間での訪問であり、他の課との連携が必要である。	学校教育課		
				市内保育園(所)の心理発達巡回相談を実施し、発達・発育等に問題のある児童やその保護者への対応について、心理発達相談員から保育者へ助言を行った。	毎年各園を2回訪問し、巡回相談を行った。発達等に問題のある児童の療育サービスの利用につなげることができた。	福祉課、教育委員会、マザーズホームそれぞれ個別に保育園(所)訪問を行っており、情報共有ができていない。	福祉課		

匠瑛市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			②フォロー体制の整備	発達が心配な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談の場を活用し、継続的な支援を行っています。	発達が心配な子どもに対し、心理発達相談員等による専門的な相談を実施し、継続的な支援を行っている。	発達相談 回数 件数(延べ) 平成27年度 46回 144件 平成28年度 46回 139件 平成29年度 44回 134件 平成30年度 43回 153件	発達相談の希望者が多く、相談予約が数か月待ちになってしまい、タイムリーに相談が受けられない状況。心理発達相談員も少ないため、確保も困難。	健康管理課	
			③療育体制の整備	心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、マザーズホームを通して発達支援に努めます。	マザーズホームの施設を移転・拡張し、児童発達支援サービスの充実を図った。	利用延べ人数 平成27年度 439人 平成28年度 852人 平成29年度 851人 平成30年度 933人	児童の保護者は療育サービスの利用を促されても、サービス利用を躊躇することが多い。	福祉課	
			④障害児保育等の充実	障害を持つ子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の確保に努めます。	県等で行われる研修に積極的に参加してもらえるよう働きかけを行った。	特別支援教育コーディネーター研修会へ各園から1人は参加を促し、障害児保育等に生かすことができた。	今後も研修への参加を呼びかけ、障害児保育に対応できる教員を増やす。	学校教育課	
					国の保育士配置基準を超えて保育士を配置して障害児保育を実施した園に対して補助金を交付して、運営を支援するとともに、障害時の処遇向上を図る。	保育士配置基準プラス1人の配置に対して、県から補助金が交付される。さらに1人配置した場合に市補助金を交付するが、市の補助基準を満たす保育士配置を行っている園が無い。	待機児童対策に伴う全国的な保育士不足により、保育士の確保が課題となっている。	福祉課	
			⑤就学指導の充実	心身障害児就学指導委員会に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。	匠瑳市教育支援委員会を年2回開催し、適切な就学に向けて、各専門家の意見を伺いながら就学指導を進めてきた。	施設訪問や関係機関との連携により、対象児の把握や保護者の意向を早くから捉えることにより、就学相談を計画的に進めることができた。	心身障害児への適切な就学指導に向けて、審議件数の増加に伴った会議の形態や回数の検討が必要になってくる。	学校教育課	
			⑥担当教員の研修と相談機能の充実	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、担当教員の研修への派遣や担当教員の研修の実施に努めます。	研修については、経験年数ごとに一般研修と初級者(6年未満)研修に分けて実施した。	経験年数ごとに内容を変えたことで、それぞれの目的に合わせた実践的な研修を行うことができた。	経験の浅い担当教員が増加している。指導法や検査方法、保護者対応等の研修が必要になってくる。	学校教育課	
			⑦特別支援教育就学奨励費の支給	小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために今後も継続して支給します。	対象費目についての助成を行い、保護者の経済的負担を軽減した。	特別支援学級在級児童生徒の保護者に対し、経済的負担が軽減することで、特別支援教育の充実をはかることができた。	特別支援教育の充実を図るためには、保護者の経済的負担を軽減することが重要である。	学校教育課	
			⑧障害児に対する助成	障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。	療育手帳等交付時及び広報紙やHPによる周知を行った。	障害児福祉手当 特別児童扶養手当 平成27年度 7件 17件 平成28年度 9件 29件 平成29年度 4件 32件 平成30年度 7件 42件	受給資格認定漏れの把握	福祉課	
			⑨保育所(園)心理発達巡回相談	心理発達相談員が保育所(園)を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイス等を行い、適切な保育の推進を図ります。	心理発達巡回相談を実施し、発達・発育等に問題のある児童やその保護者への対応について、保育士へ助言を行った。	相談員のアドバイスにより、発達等に問題のある児童の保育技術のスキルアップを図ることができた。	—	福祉課	
2 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり									
1 子育て支援する生活環境の整備									
(1) 良質な居住環境の確保									
			①市営住宅の充実	質の高い市営住宅の提供を図ります。	平成25～29年度にかけて、いいぐら団地の大規模改修を行った。	いいぐら団地のトイレ等を改修し、居住環境の質の向上を図った。	経年劣化のため建物の損耗が激しい。	都市整備課	

匠瑛市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系		具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
				取組んだ内容	成果	課題		
	(2)	安心して外出できる環境の整備						
		①道路交通標識等の整備	子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。	交通安全施設の設置要望箇所においては、現地調査後に整備の検討を行った。また、警察署、千葉県及び教育委員会等の関係機関、関係各課との連携による通学路危険箇所合同点検を実施し、併せて危険箇所の把握に努めると共に安全対策を講じた。	登下校時の児童生徒や市民が安心して通行できる環境整備を進めた。	他機関等との調整を要する案件や、規模の大きな案件については実施までに期間を要する。	建設課	
		②公共施設のバリアフリー化	公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。	公共施設の出入り口等にスロープを設置する等の施設改修を実施した。	匝瑳市マザーズホームやつどいの広場出入り口にスロープを設置した。	エレベーターや自動ドア等が未設置の施設がある。	関係各課	
		③商業施設等への啓発	市内の商業施設等へ施設設備等の子育てバリアフリー化を啓発・促進します。	子育てバリアフリー化を啓発するためのチラシを作成し、配布した。	大規模店舗等ではバリアフリーが進んでいる。	啓発物資が不足している。小規模店舗では設備投資が課題となっている。	産業振興課	
		④子どもの遊び場の確保	子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めます。	公園の遊具等の安全点検を行い、危険と判断したものを改修・撤去した。	野栄ふれあい公園等の遊具の改修・撤去をし、利用環境の安全性を確保した。	遊具の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理・更新を図る。	都市整備課	
	2 安全対策の推進							
	(1)	子どもを犯罪等から守るための活動の推進						
		①犯罪等に関する情報の提供	市内や近隣で犯罪等が発生した場合、幼稚園・小・中学校保護者に対して、速やかに情報提供をメール配信システムにて行います。市内や近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、保護者等へ速やかに情報を提供するシステムについて検討します。	市内や近隣で犯罪、不審者等の情報が入った場合、速やかに幼稚園・小・中・高校にFAXで報告している。警察等の関係機関への連絡も行い、巡回等の依頼もしている。また保護者に対してはメール配信システムを活用し、迅速な情報伝達を行い、被害発生を防ぐことができている。	不審者情報等のFAX、メール配信システムの活用によって、大きな実害は発生していない。各園、学校、保護者においても安全に対する意識が高まっており、学校に迅速に報告する体制が整いつつある。	不審者情報等、幼稚園・小・中・高等学校からの第一報が遅れる時がある。	学校教育課	
				匝瑳市防犯協会を通じて犯罪が発生した場合や、不審と判断される者・車などを見かけた場合は、警察署と連携し犯罪の発生防止に努めている。また、警察署から注意喚起のための防災行政無線放送依頼があった場合は対応している。	提供された情報を基に効果的な防犯パトロールを実施することができる。	防犯協会に所属する指導員は、毎年入れ替えが行われる支部もあり、情報の共有がスムーズに行かないことがある。	環境生活課	
		②地域全体での取組みの推進	子どもたちを犯罪から守るために、地域住民の協力を得て、見守り活動の組織づくりを進めます。また、防犯協会と緊密に連携し、各地域の防犯協会支部を中心に、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合うことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく地域づくりを推進します。	地域住民の協力を依頼し、見守り活動の組織づくりを進める取組について、各学校に働きかけている。	シニアクラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア等の協力により、過半数を超える小学校で登下校時の見守り活動を実施している。	地域組織の協力による見守り活動が、実施できていない学校もある。また、実施している学校でも参加人数に偏りが見られる。	学校教育課	
	各地区に防犯協会支部が設けられており、学校や地域と連携して登下校時の街頭監視、学校行事の見守り警備、子どもたちも参加する地区行事の防犯活動を実施している。			登下校時や、行事等で大きな犯罪は発生していない。	各地区に防犯協会支部が設けられており、地域住民の協力を得るためには防犯協会と実施する事業内容などの区別が必要。(防犯活動を行える年齢層は高齢者であり、防犯協会との兼務になる可能性がある)	環境生活課		

匠瑛市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			③各種団体による子どもの安全対策	防犯協会、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合い、見守り活動に取り組み、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。	各学校に防犯協会やシニアクラブ等の団体と連携し、学校、地域の実態に応じて見守り活動ができるように働きかけた。	各学校の実情に応じた各種団体の安全対策を複数の学校で進めることができた。	学校によっては、各種団体との連携が難しい場合があった。	学校教育課	
					各地区の防犯協会支部による登下校時の街頭監視、学校行事の見守り警備、子どもたちも参加する地区行事の防犯活動を実施している。	登下校時や、行事等で大きな犯罪は発生していない。	子どもの安全対策に重点を置いて活動する団体が無い。	環境生活課	
			④防災行政無線を活用した子どもの安全対策	毎日の防災行政無線を活用した広報により、子どもの安全確保を図ります。	毎日夕方に、市内一斉放送にて子どもたちの帰宅及び市民への見守りを依頼する放送を行った。	これまでの取り組みにより、児童への注意喚起及び市民の見守りに対する意識の定着化が図れている。	電波の受信状況により、放送内容が聞こえない等の事案が一部で発生している。	総務課	
					中学生の声による防災行政無線の取組について、各中学校に依頼した。	小学生が遅い時間まで外出しているという問題はほとんど発生していない。	帰宅の呼びかけについて、保護者や地域の方々の協力が必要と思われる。	学校教育課	
			⑤「子ども110番の家」の拡大	子どもたちが安全で安心に登下校できるように、「こども110番の家」の拡大に努めます。	各地区に設置されている「こども110番の家」の周知を図った。	低学年の児童から「子ども110番の家」について認識できるようになった。	店舗の減少や世帯主の交代等により、協力件数がやや減少傾向にある。	学校教育課	
			⑥地域防犯パトロール	小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。	各学校でPTA等を中心とした防犯パトロールの推進を働きかけている。	複数の小学校でPTA等を中心として、下校時等に防犯パトロールを実施している。	学校により、PTA等の協力に差が見られる。	学校教育課	
					防犯協会の定例パトロールに合わせ、警察署移動交番車と連携して子どもたちが下校する時間帯に合わせた合同防犯パトロールを年55回実施。	下校時に大きな犯罪は発生していない。	防犯協会支部によっては定例パトロールを夜間を実施しているため、下校時の合同パトロールが行えない地区がある。	環境生活課	
			⑦保育所(園)、幼稚園、小・中学校における防犯対策の充実	保育所(園)、幼稚園、小・中学校において、セキュリティシステムの整備等、防犯対策の充実に努めます。	セキュリティシステムの導入は完了しており、保守点検に努めている。中学校3校に防犯カメラを導入した。	平成29年度に小学校1校と中学校3校へ防犯カメラ及びレコーダーを設置した。 (八日市場小 4台・一中 2台・二中 3台・野栄中 2台)	防犯カメラについては、全学校施設へ設置できていない。	学校教育課	
					セキュリティシステムの導入は完了しており、保守点検に努めている。	公立保育所4園、民間保育園(所)7園、民間こども園1園導入済み。	防犯カメラについては、設置できていない。	福祉課	
			(2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進						
			①交通安全教育の実施	子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育を保育所(園)や幼稚園、小・中学校で実施し、歩行の仕方、自転車の乗り方等、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら取り組みます。また、地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に実施します。市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応	各学校に交通安全教育を推進してもらえるよう、啓発文書や、安全教育に関する研修会参加の依頼等の働きかけを随時実施している。登下校時の安全パトロールの実施や、交通安全教室の実施などを呼びかけている。	平成30年度は、全ての幼稚園、小学校、中学校で発達段階に応じた交通安全教室を実施している。交通事故による大きな被害(死亡、重傷)は発生していない。	小中学生の自転車運転中の事故は毎年数件あるため、自転車の乗り方等の安全に対する意識を高めていく必要がある。	学校教育課	
					警察署及び交通安全協会と連携を図りながら、交通安全教室を実施した。	同上	同上	環境生活課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
				じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。	各保育所(園)で、交通安全教室を実施している。	各保育所(園)で、毎年交通安全教室を実施している。	—	福祉課	
			②避難訓練の実施	災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう幼稚園、保育所(園)、小・中学校において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的に実施します。	より実践的な避難訓練が各学校でできるように、通知や安全に関する研修案内を定期的に行い、担当者や管理職の意識を高めるために働きかけた。	全ての幼稚園・小学校・中学校で避難訓練を毎年1～3回実施している。複数回実施する学校はシチュエーションを変えて実施している。	避難訓練がマンネリ化している学校も出てきている。より実践的な訓練を計画し、子どもたちに考えさせる体験も必要である。	学校教育課	
					県の児童福祉施設運営基準により義務付けられているため、毎月1回以上避難訓練を実施している。	各保育所(園)で、毎月避難訓練を実施している。	—	福祉課	

3 子どもの健やかな成長を育む親を応援するまちづくり

1 親と子どもの健康の確保・増進

(1) 安全な妊娠と出産の支援

①母子健康手帳交付・妊婦相談	妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、健康の維持増進に役立てます。	母子健康手帳を交付し、妊娠期から一貫した母子の健康維持増進に努めた。また、平成31年度より、子育て世代包括支援センターを開設し、母子健康手帳交付時にきめ細やかな相談を実施している。	妊娠届出数 平成27年度 249人 平成28年度 216人 平成29年度 168人 平成30年度 198人	妊娠期から支援を必要としている妊婦が増加している。	健康管理課	
②母性健康管理指導事項連絡カードの活用	働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。	母子健康手帳交付時やマタニティクラスで、周知に努めた。	カードを知っている割合 平成27年度 15.7% 平成28年度 13.0% 平成29年度 15.5% 平成30年度 13.1%	第2子以降の妊娠でも、カードを知らない人が、周知の徹底に課題がある。	健康管理課	
③妊産婦訪問指導	訪問により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。	妊産婦訪問にて、個々に合わせた相談を実施し、不安の解消に努めた。	産婦訪問数(延べ) 平成27年度 148人 平成28年度 123人 平成29年度 136人 平成30年度 122人	—	健康管理課	
④マタニティクラス(両親学級)	妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。	妊娠・出産・育児に関する具体的な知識の普及と参加者同士の交流を促すことで不安の解消に努めた。また、平成30年度より、新たにウェルカムベビークラスとスマイルママクラスを開始した。	参加者数 平成27年度 妊婦89人夫41人 平成28年度 妊婦85人夫36人 平成29年度 妊婦85人夫30人 平成30年度 妊婦47人夫20人	妊娠期の教室は、医療機関でも実施しており、参加率の増加が課題となっている。	健康管理課	
⑤ハイリスク妊婦に対する個別指導	身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。	医療機関、福祉課等と連携し、訪問や電話等の支援を個別に実施した。	妊娠期からハイリスク妊婦を把握することで、産後の育児支援にもスムーズにつながる事ができた。	転入妊婦の場合、早急に支援が必要となり、信頼関係の構築が難しい場合がある。	健康管理課	
⑥妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発	妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、知識の普及に努めます。	母子健康手帳交付時やマタニティクラス、4か月児健診にて、飲酒や喫煙の胎児や子どもへの影響についての知識の普及に努めた。	平成28年度 平成30年度 妊娠中の母の喫煙率 1.5% 2.1% (4か月健診時調査) 育児期間中の母の喫煙率 9.1% 11.5% 父の喫煙率 43.5%43.6% (3歳児一般健診時調査)	子どもの成長とともに、再喫煙する保護者が増える。	健康管理課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			⑦医療機関委託妊婦一般健康診査事業	妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数14回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。	14回の妊婦健診が受けられるよう医療機関委託妊婦健康診査受診票を妊婦に交付した。	受診件数(延べ) 平成27年度 2,665件 平成28年度 2,421件 平成29年度 2,022件 平成30年度 2,015件	妊婦健診を受診しない妊婦がいることから、健康確保を図るため妊婦健康診査の重要性・必要性について更なる啓発が必要である。	健康管理課	
			⑧不妊についての支援	不妊治療を行っている医療機関等の情報を伝え、特定不妊治療費助成事業の啓発をします。また、個別相談に応じ、関連機関の紹介等の支援をします。	特定不妊治療費助成事業実施要綱を制定し、新規事業を開始した。	健康福祉センター(県の申請窓口)と連携し、対象者に事業の周知を図ることができた。	不妊は、デリケートな問題であるため、プライバシーに配慮した丁寧な対応が求められる。	健康管理課	
		(2) 子どもの健やかな成長と発達への支援							
			①乳幼児健康診査	健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。 また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、発育・発達状態と育児状況の確認をしていきます。	健康診査にて、発育・発達面で受診が必要な場合は、精密健康診査受診票を発行し、早期に医療機関の受診をすすめた。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談を実施した。未受診者に対しては、保健師が訪問し、発育・発達と育児面の確認と相談を実施した。	精密健康診査受診票の発行により、疾病や発達障害等の早期発見・早期治療につながった。専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により、育児不安の解消につながった。未受診者は、保健師が訪問し、全数把握できている。	少数だが未受診者がいる。平成30年度実績(4か月・1歳6か月・3歳の合計)対象者602名 受診者587名 受診率97.5% 未受診者15名。	健康管理課	
			②医療機関委託乳児一般健康診査	乳児健康診査受診票(9～11か月の間に受診できる)を交付することで健診費用の助成を行います。	乳児が必要な健診が受けられるよう医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付した。	受診人数 平成27年度 113人 平成28年度 120人 平成29年度 93人 平成30年度 81人	少数だが未受診者がいる。健診期間が短く把握がしづらい。平成30年度実績(対象者163名 受診者81名 受診率49.7% 未受診者82名)	健康管理課	
			③母子健康相談	保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っています。	乳幼児健康相談での専門職の相談の他、希望時に電話や来所相談を実施。また、子育て世代包括支援センターを平成31年から開設し、より相談しやすい場となった。	母子健康相談数(延べ) 平成27年度 1,513人 平成28年度 1,268人 平成29年度 1,533人 平成30年度 1,765人	発達面の専門的な相談が必要とされる場合、希望者が多いことから、相談予約が数か月待ちになってしまい、タイムリーに相談が受けられない場合がある。心理発達相談員が少ないため、確保が課題となっている。	健康管理課	
			④こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を乳児訪問員が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行います。	乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児の情報提供と、育児の困り感を把握し、子育ての孤立化の防止に努めた。	訪問数(人) 平成27年度 228人 平成28年度 190人 平成29年度 191人 平成30年度 145人	乳児訪問員の訪問であるため、専門的な相談ができない。	健康管理課	
			⑤離乳食教室	5～8か月の乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。	年6回、5～8か月の乳児を持つ保護者を対象に教室を実施。保護者が参加しやすいよう、保育付きとし、保健推進員に協力をいただいた。	実際に調理をすることで、離乳食に対する不安軽減につながっている。また、調理実習を通じて保護者同士の交流が行えている。	出生数の減少に伴い、参加人数が減っている。 乳幼児健康相談時に離乳食後期の相談が多数ある。	健康管理課	
			⑥予防接種の早期実施の徹底	乳幼児から小・中学生及び高校生の対象者が100%受けられるよう未受診者の再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。	未接種の方へは健診の機会に勧奨を行ったり、期限間近の方は電話や手紙での勧奨を実施した。また、償還払いで県外の病院でも受けられる体制を整備した。	すべての予防接種で接種率90%を超えている。子の年齢が上がるにつれて、接種忘れが目立ち、電話勧奨は効果的だった。	学童期に入ると予防接種に行くスケジュールが取りづらくなるので、乳幼児期に積極的に勧奨する必要がある。	健康管理課	

2 子どもの健康の確保

3 子どもが健やかに育つための環境づくり

(1) 子どもの権利を守るまちづくり

匠瑤市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			①中学生模擬議会開催	中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として提供します。	生徒が市議会の役割についてより深く理解できるように配慮した。	模擬議会実施後のアンケート調査では、模擬議会に参加したことが「非常に有意義であった」(88.2%)、「有意義であった」(11.8%)との回答を得ており、中学生にとって貴重な学習の場となったことがわかった。	模擬議会の体験を他の生徒に広めて、社会科の学習と効果的につなぐことが課題となっている。	学校教育課	
					教育委員会(学校教育課)主催であり、議会事務局としては、議場を模擬議会の開催する場所として提供しています。			議会事務局	
			②適応支援教室	匠瑤市適応支援教室「さわやかルーム」を開設、子どもサポーター(適応支援教室支援員)として非常勤講師を配置し、不登校児童・生徒の一人ひとりの実態に即し、カウンセリングや相談活動等を通して個々の能力の向上をめざすとともに、小集団活動の充実を図り、社会性・協調性を育み学校復帰や社会的自立を支援します。	匠瑤市適応支援教室「さわやかルーム」の開設と毎月1回、スクールカウンセラーと福祉課家庭相談員に協力をいただき、適応支援教室会議を実施している。	不登校児童生徒の学校復帰を目指すとともに、集団適応能力を高め、社会的自立のための発達支援を行っている。	適応支援教室に在籍しているが、学校にも適応支援教室にも来ることができない児童生徒及び保護者の支援が今後の課題となる。	学校教育課	
			(2) 次代を担う人づくり						
			①意識の啓発	家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	小・中学校における保健体育科や家庭科、総合的な学習の時間等で、思春期講演会等の生命や男女についての授業を行っている。	命の大切さや男女の特徴等について学ぶことで、自他を尊重する意識が高まった。	日常生活と関連付けた教育を行うことで、より一層意識の啓発を図る。	学校教育課	
			②乳幼児とふれあう機会の創出	保育所(園)と学校の連携により、総合学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。保育所(園)でのふれあいの機会を促進します。	小学校と近隣保育所(園)の交流会を実施した。また、中学校と関係機関等の連携により、乳幼児とふれ合う授業を実施した。	乳幼児と触れ合うことで、小・中学生が命の大切さを実感し、自他を大切にすることを意識を高める機会となった。	関係機関等との連携により実施している授業のため、連絡、調整が円滑に行われる体制を維持できるように努める。	学校教育課	
					小学校と近隣保育所(園)の相互に訪問し、交流会を実施した。平成30年度から、中学生の訪問も実施した。	乳幼児と触れ合うことで、小・中学生が命の大切さを実感し、自他を大切にすることを意識を高める機会となった。	関係機関等との連携により実施しているため、連絡、調整が円滑に行われる体制を維持できるように努める。	福祉課	
			③子ども体験活動支援センター	小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスを行います。	子ども体験活動支援センターは未設置だが、中学生社会体験推進事業の実施に際し、受け入れ先となる事業所の紹介等を行った。	受入先事業所が少しずつ増える傾向にある。平成29年度111か所平成30年度117か所。	社会体験活動やボランティア活動の受入先を紹介するコーディネーター等の人材が必要である。	学校教育課	
			④他世代とのふれあいの機会の創出	地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。また、青少年を主体に地区、学校、PTA等が連携し、児童・生徒と他世代との交流を深めます。	学校と地域団体、PTAの連携により、学校を会場に遊び等を通じた交流行事を行った。また、小学校ではグラウンドゴルフ等を通じて、シニア世代との交流活動を行った。	他世代との交流を深めることで、児童・生徒が日常の学校生活では味わえない、体験をすることができた。	関係団体等との交流活動を学校がする場合、連絡・調整の時間の確保が課題となる。コーディネーター等の人材が必要である。	学校教育課	

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
(3) 生きる力を育む環境の整備			⑤中学生及び高校生による企画事業の創出	中学生及び高校生によるイベントの企画運営を通し、子どもの自主性を育みます。	中学校の学校教育において、生徒の企画による行事等を含めた教育活動全てを通じて、自主性を育む教育を行っている。	教育に関する様々な活動で、自主的に取り組む生徒の姿が見られた。	高等学校が積極的に関わることができるよう、運営方法や体制づくりを検討する必要がある。	学校教育課	
			⑥職業体験機会の充実	在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生及び高校生の職業体験の機会を設けます。	中学生が職業について考える機会の確保、人間としての優しさの育成、社会の規律・マナーの学習をねらいとして、中学2年生を対象に2日間の職業体験を実施している。	参加した中学生の自己評価から、98%以上の生徒が「仕事の大変さや素晴らしさを感じることができた」と答えており、職業感の育成につながっている。	酷暑や事業所が遠方の場合等、生徒の健康面・安全面を考慮し、実施時期の検討が必要である。	学校教育課	
			⑦学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	スポーツ教室、親子休日チャレンジ講座、公民館講座、図書館内教室・講座等を企画している。	令和元年度は、スポーツ教室8教室、親子休日チャレンジ講座7教室、公民館講座3教室、図書館内教室・講座9教室を企画・実施し、好評を得ている。	新しい講座の開設のためには、市民ニーズの把握や新たな講師の確保が必要になる。	生涯学習課	
			⑧遊び場・居場所の確保	公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。	区長会を通じて各地区のコミュニティセンター管理者に活用の周知を図っている。	子ども会、地域振興協議会など各種団体がコミュニティセンターを活用している。椿海地区及び共興地区においては、放課後児童クラブとして活用している。	多様な団体が活用するため、子どもの遊び場に特化して提供することはできない。	環境生活課	
					学校体育施設開放を実施している。	市内13校で実施し、放課後や休日にもスポーツを楽しむことができる。	既に大部分の利用可能時間の申請を受け、利用者拡大が困難である。	生涯学習課	
					児童遊園の遊具等の安全点検を行い、危険と判断したものを改修・撤去した。	児童遊園の利用環境の安全性を確保した。	遊具の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理・更新を図る。	都市整備課	
			⑨指導者の確保・養成	地域住民(PTA・シニアクラブ等)の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊び支援やボランティア活動の指導者の確保・育成に努めます。	一部の地域振興協議会の活動で、地域の高齢者が子ども達にクイズ形式で郷土の歴史を伝えたり、グラウンドゴルフと一緒に楽しんでいる。	子ども達に郷土の歴史を伝えたり、スポーツを楽しむ機会を提供することができた。	継続的に事業を実施していくことが課題となっている。	高齢者支援課	
					市スポーツ推進委員と連携してスポーツ活動の指導に努めている。	地域のスポーツ活動の指導及び支援に対応することができた。	指導者が不足しており、人材の確保が課題となっている。	生涯学習課	
			⑩子ども会活動支援	ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施に当たり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。	ジュニアリーダー初級講座、SJCの活動、市子連行事・東総子連行事の運営	初級講座を通してジュニアリーダーを育成することができた。それに伴い、SJCメンバーも増加した。市子連・東総子連行事では、多くの子ども達が参加することができた。	SJCの活動の見直し(社会貢献活動等)子ども会行事の自主的な運営	生涯学習課	

(4) 家庭や地域の教育力の向上

匠瑳市子ども・子育て支援事業計画 事業評価シート(令和元年(2019年)8月末時点)

施策体系			具体施策	施策内容	平成27年度～令和元年度までの実績			所管	備考
					取組んだ内容	成果	課題		
			①子ども情報誌の配布	子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報をこれまで以上に提供し、一人でも多くの子どもたちに感動や実感ができるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。	各自然観察会や講座に関する情報についてチラシを配布している。	自然観察会等を通じて、本市の貴重な自然等について取り上げることができた。	情報をまとめた子ども情報誌の作成までは行っていない。子ども情報誌を作成する場合、配布時期や情報の更新について検討する必要がある。	生涯学習課	
			②青少年相談員	より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組めます。	通学合宿事業やミニバス大会、オリエンテーリング大会、ニュースポーツ大会等幅広い青少年健全育成事業を行なった。	通学合宿は今年度で19年目を迎えた。県内でも最古の通学合宿として県内各所から参考にしたいと視察や照会等がある。また事業プレゼンも数回行った。	参加児童の減少や、地域によって参加数に差がある。	生涯学習課	
			③地域の教育資源の開放	地域住民の体験活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。	体育館等の社会体育団体への開放を行った。	地域住民の体験活動の場として、コミュニティづくりに役立った。	夜間の開放が多いため、近隣住民の理解が得られるよう、継続した取組が必要である。	学校教育課	
			④地域人材の教育現場への活用	総合学習で、地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう今後も地域の人材の登用を行います。	小・中学校の食育等に関する授業で、地域の人材を活用し、農業体験や調理等の活動を行った。	地域の方との交流のよい機会となった。また、地域のもつ技術等に児童・生徒が触れる機会とすることができた。	人材登録及び紹介を行うためのコーディネーター等の配置をすることで、より円滑な運営が可能となると思われる。	学校教育課	
			⑤メディアの影響についての学習会の開催	テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を検討します。	家庭教育学級の子育て講座の中で「インターネットと子どもの人間関係について」の学習会及び「子どもとスマートフォンの所持」をテーマとした座談会を実施した。	インターネットやスマートフォンについて、同じ年代の子育てをする保護者同士が学習会や座談会を通して交流し、意識化を図ることができた。	講師の確保。 学校教育との連携。	生涯学習課	

新規施策(子ども子育てに関する新たな取組み、施策を記入ください。)

	具体施策/取組み	施策内容
1	子育て世代包括支援センターの設置	平成31年4月、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を提供する子育て世代包括支援センターの基本型を福祉課に、母子保健型の「なないろ」を健康管理課に開設した。
2	医療的ケア保育	日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの保育ニーズに対応するため、平成31年3月から公立保育所(吉田保育所)に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始した。
3		
4		
5		
6		
7		
8		

第二次

匝瑳市子ども・子育て支援事業計画(案)

(令和元年(2019 年) 8 月末時点)

令和2年(2020 年)3月

匝 瑳 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法.....	2
(1) ニーズ調査の実施	2
(2) 前計画の事業評価	2
(3) 「第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の実施.....	2
(4) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の実施.....	2
5. 計画の進行管理.....	3
(1) 点検、評価	3
(2) 計画の推進体制	3
(3) 計画内容の周知徹底	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1. 匝瑳市の現状.....	4
(1) 人口.....	4
(2) 家族や地域の状況	9
(3) 就業の状況.....	15
(4) 保育サービス等の提供状況.....	17
(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向	21
(6) 子育て支援サービス等の状況.....	22
2. ニーズ調査から見た子育ての状況.....	26
(1) 調査の概要	26
(2) 子育て家庭を取り巻く状況.....	27
(3) 保護者の就労状況	30
(4) 教育・保育事業について	34
(5) 子育ての悩みや各種施策について	39
3. 現計画の事業評価.....	44
(1) 評価の基準	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2) 評価結果.....	45
4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	46
(1)	46
(2)	46
(3)	46

第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 基本理念	47
2. 基本目標	48
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり（子育て支援の充実）	48
基本目標2 子どもを健やかに育む親を支えるまちづくり（子育てする親への支援の充実） ..	48
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり（子育て環境の充実）	48
3. 施策体系	49
第4章 施策の推進	50
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり	50
(1)子育て家庭への支援	50
(2)子育て・子育てを地域で支える意識・体制づくり	56
基本目標2 子どもを健やかに育む親を支えるまちづくり	59
(1)親と子どもの健康の確保、増進	59
(2)仕事と子育てが両立できる環境の整備	63
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり	67
(1)子育てを支援する生活環境の整備	67
(2)安全対策の推進	68
(3)子どもが健やかに育つための環境づくり	71
第5章 量の見込みと確保方策	75
参考資料	75
匝瑳市子ども・子育て会議条例	75
匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿	75
策定経過	75

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

本市では、平成 26 年度（2014 年度）に「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育サービス、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業の提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下等さまざまな課題があり、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が国全体で進められている状況となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てする当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の進捗を検証し、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、全ての 18 歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和 2 年（2020 年）4 月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、全ての 18 歳未満の子どもたちと子育て家庭を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

【図表 1-3-1 計画の期間】

平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 / 令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
第一次計画		計画の期間				
	計画の策定					

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、未就学児童の保護者 973 人と就学児童の保護者 951 人の合計 1,924 人を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 前計画の事業評価

平成 27 年（2015 年）3 月に策定した子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の実施状況について、事業評価を行い、評価結果に基づいて、本計画の各施策の見直しを行いました。

(3) 「第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の実施

子ども・子育てに関する施策の協議及び検討、意見集約並びに連絡調整を行い、子ども・子育て支援事業計画の総合的かつ効率的な策定を図るため、匝瑳市役所の子ども・子育てに係る部署の実務者が集まり、計画の内容について審議しました。

(4) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の実施

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

5. 計画の進行管理

(1) 点検、評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

(2) 計画の推進体制

進行管理に当たっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施に当たっては、行政と関係機関とのネットワークを図るとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会における審議を図りながら、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

(3) 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提の下、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 匝瑳市の現状

(1) 人口

1) 総人口の推移と推計人口

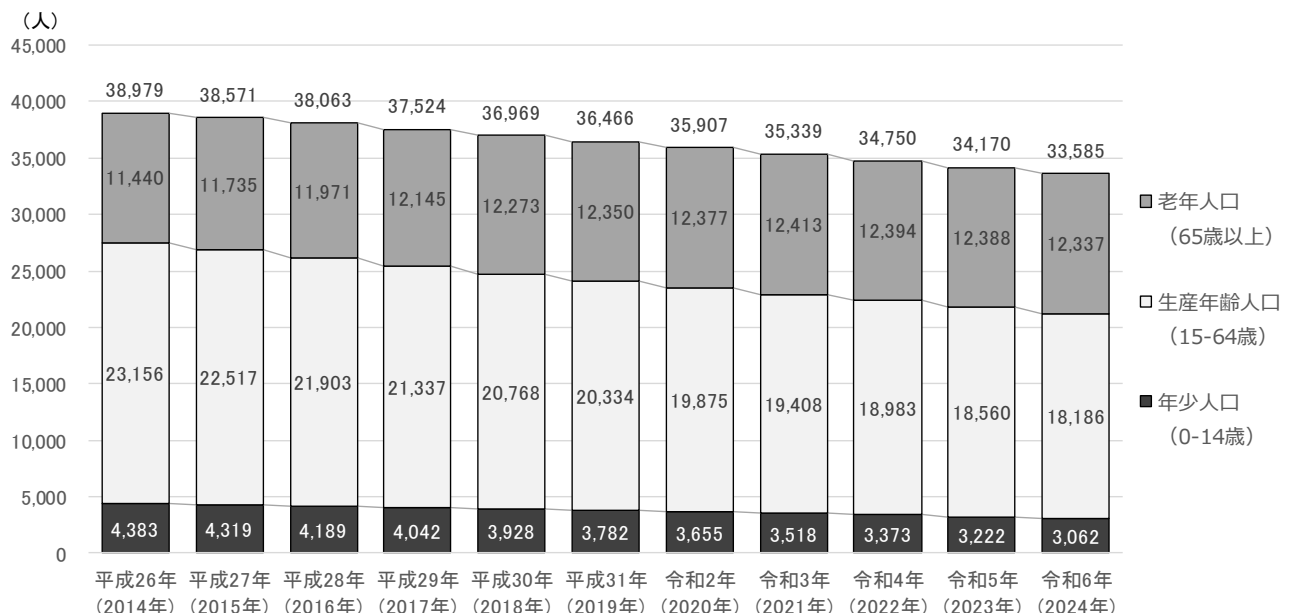
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成30年（2018年）では36,000人を割り込んでいます。年齢別人口では、老年人口（65歳以上）は増加しており、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

推計人口をみると減少傾向は続き、令和6年度（2024年度）には33,585人となる見込みです。

【図表 2-1-1-1 総人口の推移と推計人口】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	4,383	4,319	4,189	4,042	3,928	3,782	3,655	3,518	3,373	3,222	3,062
生産年齢人口 (15-64歳)	23,156	22,517	21,903	21,337	20,768	20,334	19,875	19,408	18,983	18,560	18,186
老年人口 (65歳以上)	11,440	11,735	11,971	12,145	12,273	12,350	12,377	12,413	12,394	12,388	12,337
総数	38,979	38,571	38,063	37,524	36,969	36,466	35,907	35,339	34,750	34,170	33,585



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）「は千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）」の実績値、令和2年（2020年）以降はコーホート変化率により算出

2) 年齢3区分別人口割合の推移と推計

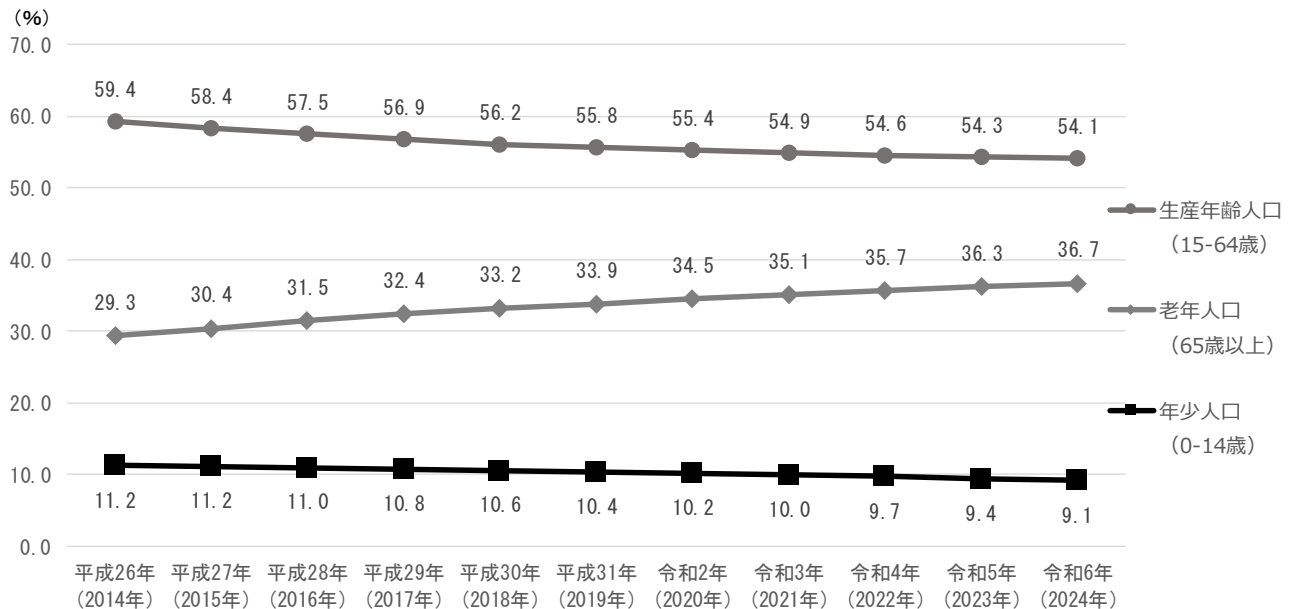
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合は、減少傾向に推移している一方、老年人口は増加傾向となっています。

推計値をみると、今後も老年人口（65 歳以上）は増加が見込まれます。年少人口（0～14 歳）は減少しており、令和4年（2022 年）以降は 10%を下回ると見込まれます。

【図表 2-1-1-2 年齢3区分別人口の推移と推計人口】

(単位：%)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	11.2	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.2	10.0	9.7	9.4	9.1
生産年齢人口 (15-64歳)	59.4	58.4	57.5	56.9	56.2	55.8	55.4	54.9	54.6	54.3	54.1
老年人口 (65歳以上)	29.3	30.4	31.5	32.4	33.2	33.9	34.5	35.1	35.7	36.3	36.7



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）「千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）」の実績値、令和2年（2020年）以降はコーホート変化率により算出

3) 18 歳未満の子ども人口推移と推計

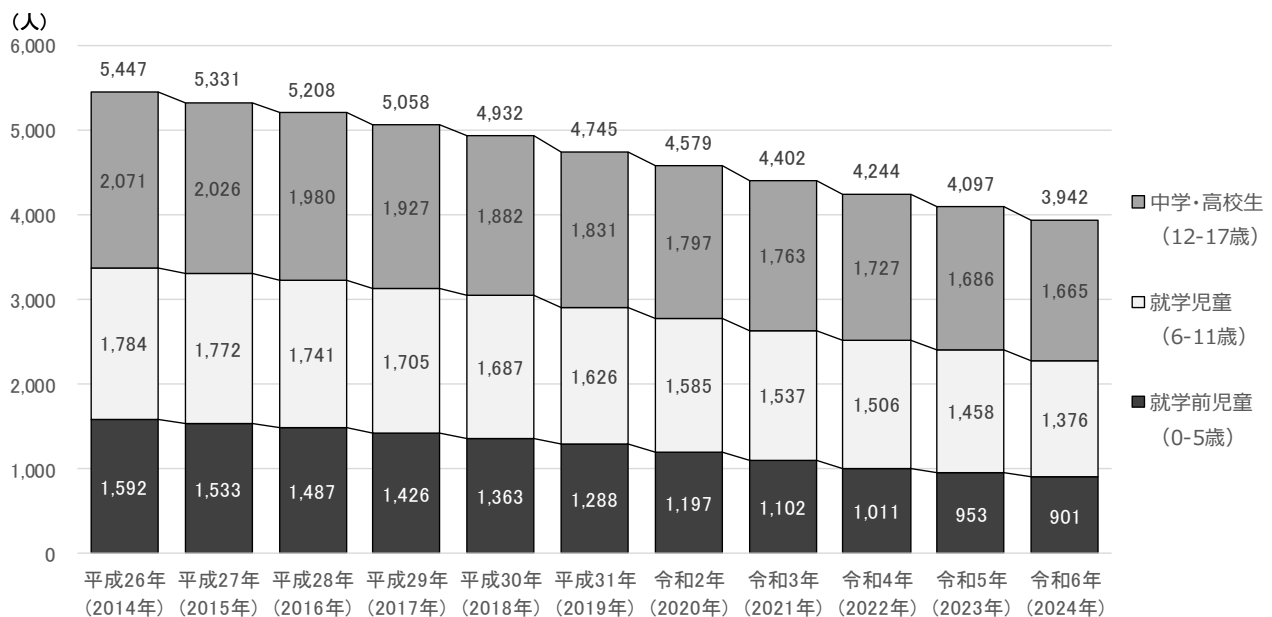
18 歳未満の子どもの人口は、0～5 歳、6～11 歳、12～17 歳の全ての区分で減少しています。18 歳未満の子どもの人口は令和元年（2019 年）で 4,745 人となっており、平成 26 年（2014 年）から比べて 702 人減少しています。

推計値をみても人口は減少傾向であり、令和 5 年（2023 年）には就学前児童（0～5 歳）が千人を切り、令和 6 年（2024 年）では 18 歳未満の子どもが 4,000 人を下回ると見込まれます。

【図表 2-1-1-3 就学前児童・就学児童人口の推移と推計】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童 (0-5歳)	1,592	1,533	1,487	1,426	1,363	1,288	1,197	1,102	1,011	953	901
就学児童 (6-11歳)	1,784	1,772	1,741	1,705	1,687	1,626	1,585	1,537	1,506	1,458	1,376
中学・高校生 (12-17歳)	2,071	2,026	1,980	1,927	1,882	1,831	1,797	1,763	1,727	1,686	1,665
総数	5,447	5,331	5,208	5,058	4,932	4,745	4,579	4,402	4,244	4,097	3,942



資料：平成 26 年（2014 年）～平成 31 年（2019 年）「は千葉県年齢別・町字別人口（4 月 1 日現在）」の実績値、令和 2 年（2020 年）以降はコーホート変化率により算出

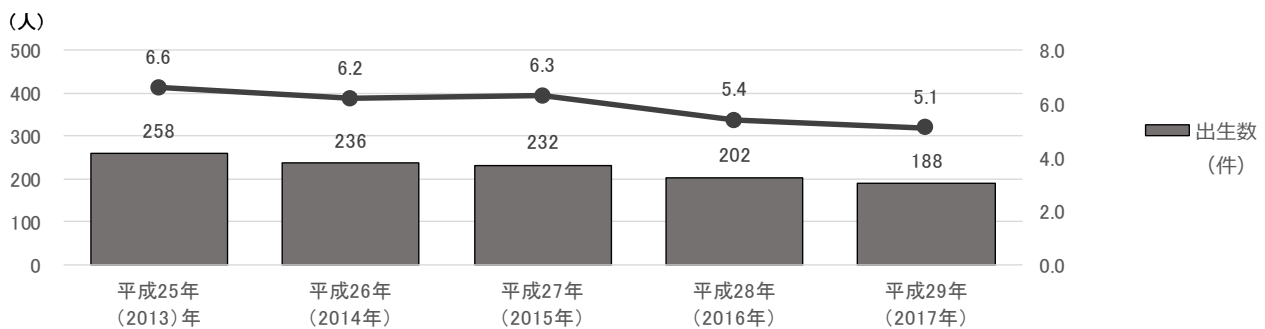
4) 出生数と合計特殊出生率

出生数は、平成25年(2013年)以降減少しています。出生率(人口千対)については、減少傾向であり、平成28年(2016年)以降は6.0を割っています。

本市の合計特殊出生率も、減少傾向にあり、平成29年(2017年)では、1.23と千葉県では0.11ポイント、全国では0.2ポイント低くなっています。

【図表 2-1-1-4-1 出生数と出生率の推移】

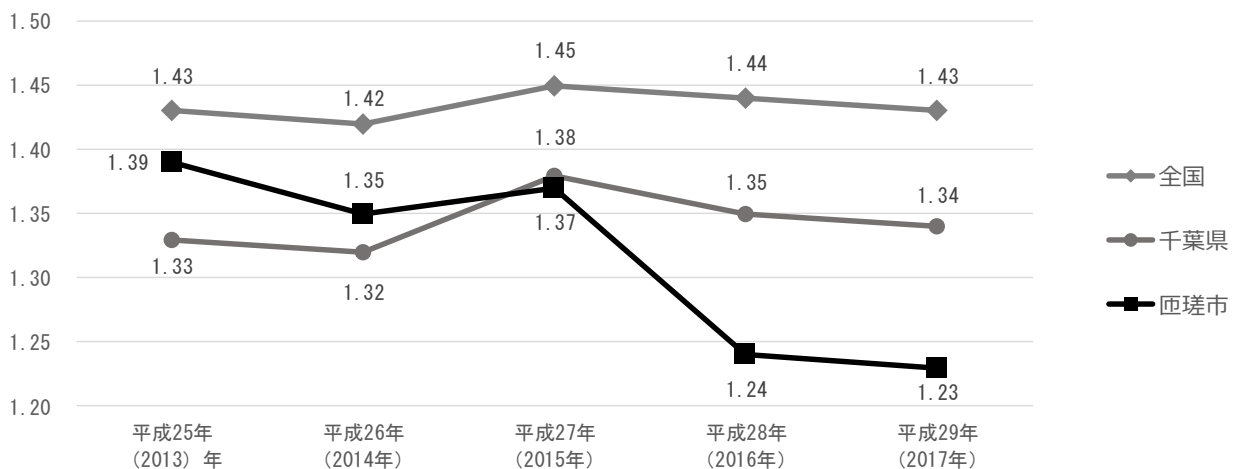
	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
出生数(件)	258	236	232	202	188
出生率 (人口千対)	6.6	6.2	6.3	5.4	5.1



資料：千葉県人口動態統計

【図表 2-1-1-4-2 合計特殊出生率推移(県・国との比較)】

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
匝瑳市	1.39	1.35	1.37	1.24	1.23
千葉県	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43



資料：千葉県人口動態統計

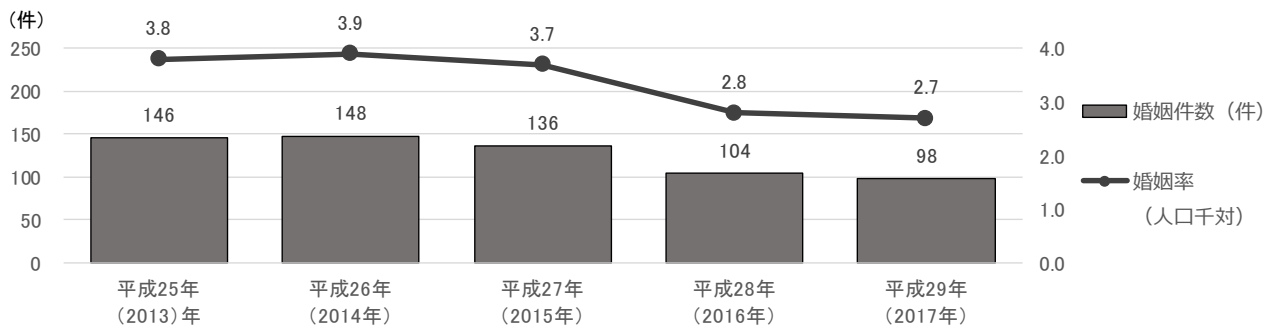
5) 婚姻の動向

婚姻件数については、平成26年(2014年)の148件をピークに減少しており、平成29年(2017年)では100を割っています。

一方、離婚件数、離婚率については平成26年(2014年)の31件と減少していましたが平成27年(2015年)以降は増加しており、平成29年(2017年)では65件となっています。

【図表 2-1-1-5-1 婚姻件数と婚姻率】

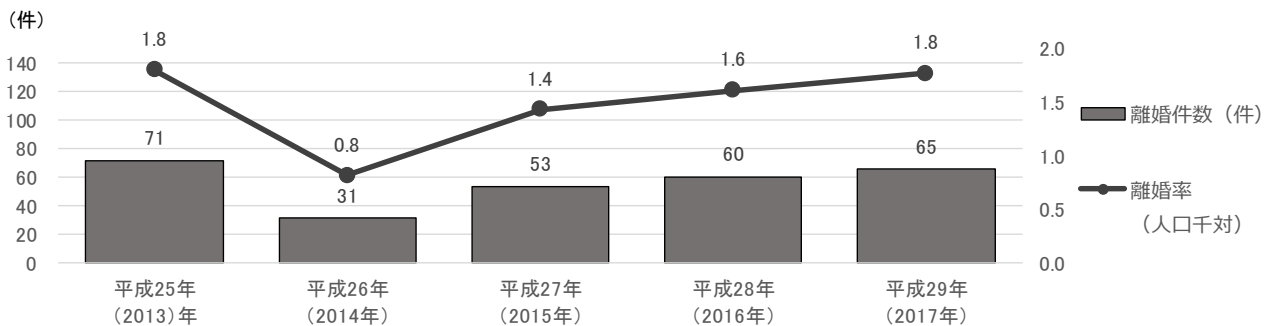
	平成25年 (2013)年	平成26年 (2014)年	平成27年 (2015)年	平成28年 (2016)年	平成29年 (2017)年
婚姻件数(件)	146	148	136	104	98
婚姻率 (人口千対)	3.8	3.9	3.7	2.8	2.7



資料：千葉県人口動態統計

【図表 2-1-1-5-1 離婚件数と離婚率】

	平成25年 (2013)年	平成26年 (2014)年	平成27年 (2015)年	平成28年 (2016)年	平成29年 (2017)年
離婚件数(件)	71	31	53	60	65
離婚率 (人口千対)	1.8	0.8	1.4	1.6	1.8



資料：千葉県人口動態統計

(2) 家族や地域の状況

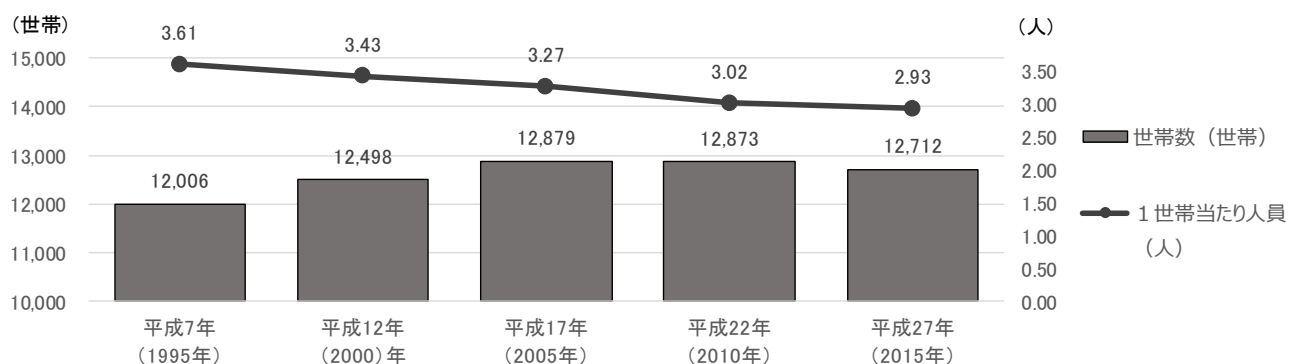
1) 世帯数と平均世帯人員の状況

世帯数の推移をみると、平成 22 年（2010 年）までは増加傾向でしたが、平成 27 年（2015 年）では減少しています。

1 世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）では、2.93 人と 3 人を割っています。

【図表 2-1-2-1 世帯数と平均世帯人員の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数(世帯)	12,006	12,498	12,879	12,873	12,712
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.43	3.27	3.02	2.93



資料：国勢調査

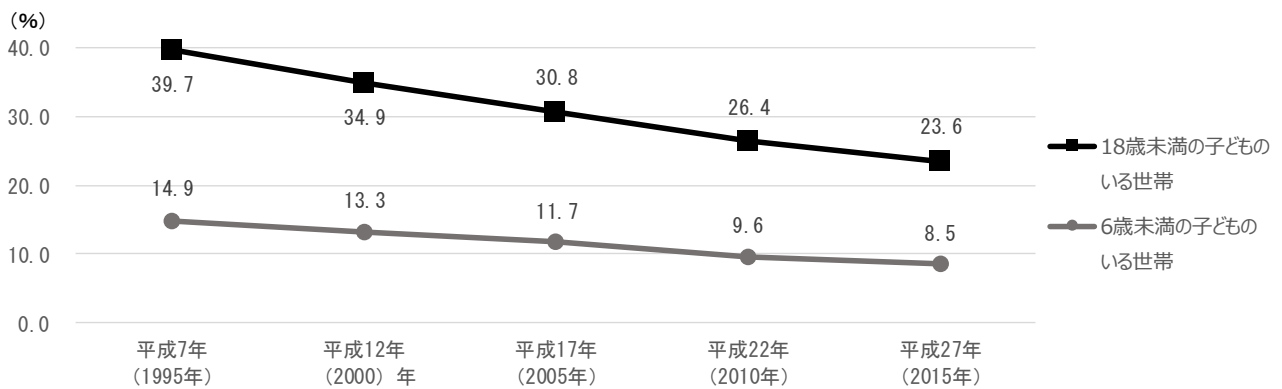
2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数の推移をみると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数共に減少傾向にあります。

【図表 2-1-2-2 子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	11,991	12,423	12,667	12,845	12,673
18歳未満の子どものいる世帯	4,765	6,335	3,896	3,395	2,986
(%)	39.7	34.9	30.8	26.4	23.6
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,648	1,481	1,231	1,075
(%)	14.9	13.3	11.7	9.6	8.5



資料：国勢調査

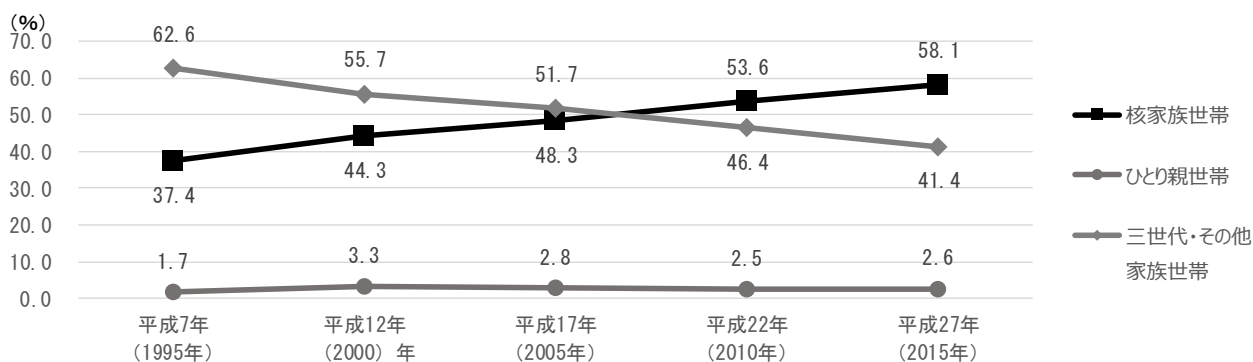
3) 子どものいる世帯の家族類型の推移

18歳未満の子どものいる世帯も6歳未満の子どものいる世帯も核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年(2010年)以降は半数を超えています。

【図表 2-1-2-3-1 6歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,647	1,481	1,231	1,075
核家族世帯	669	729	716	660	625
(%)	37.4	44.3	48.3	53.6	58.1
ひとり親世帯	30	54	41	31	28
(%)	1.7	3.3	2.8	2.5	2.6
三世代・その他家族世帯	1,118	918	765	571	445
(%)	62.6	55.7	51.7	46.4	41.4

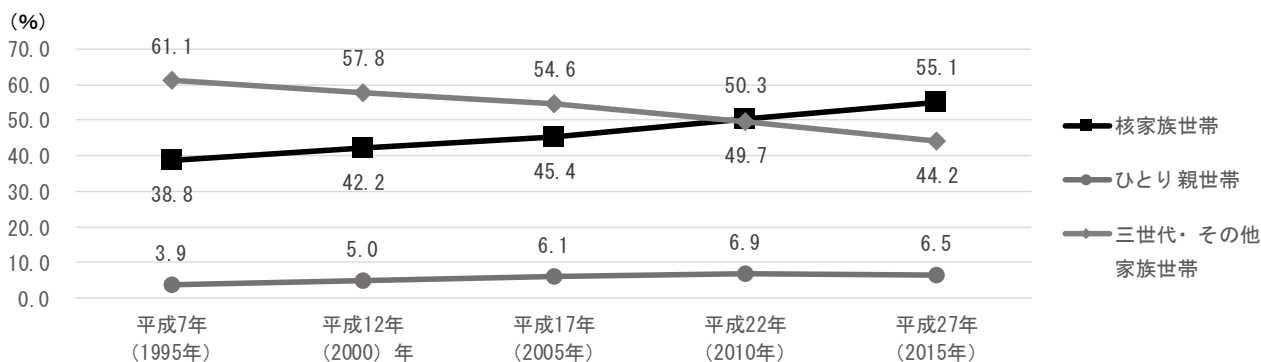


資料：国勢調査

【図表 2-1-2-3-2 18歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
18歳未満の子どものいる世帯	5,882	4,335	3,896	3,395	2,986
核家族世帯	1,850	1,829	1,770	1,708	1,646
(%)	38.8	42.2	45.4	50.3	55.1
ひとり親世帯	186	217	239	234	194
(%)	3.9	5.0	6.1	6.9	6.5
三世代・その他家族世帯	2,913	2,506	2,126	1,687	1,319
(%)	61.1	57.8	54.6	49.7	44.2



資料：国勢調査

4) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともに年々未婚率が高くなる傾向がみられ、特に男性は平成 22 年（2010 年）以降 40～44 歳の未婚率が 30%を超える高い割合となっています。女性も増加傾向にはありますが、千葉県や全国と比べると低くなっています。

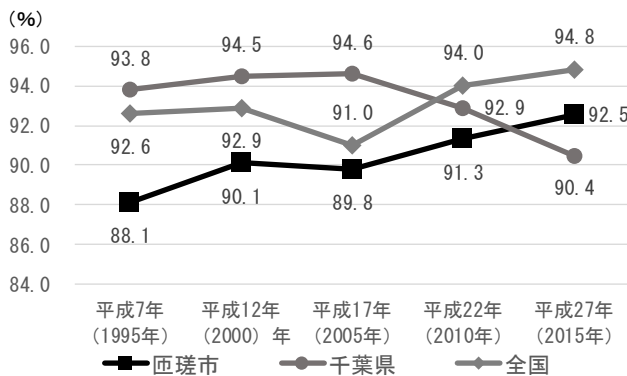
また、20～30 歳代の未婚率の推移をみても、男女ともに年々晩婚化が進んでいることがうかがえます。

【図表 2-1-2-4 未婚率の推移】

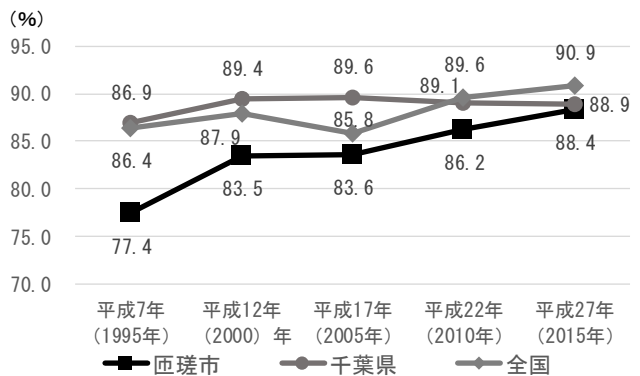
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20-24歳	匝瑳市	88.1	77.4	90.1	83.5	89.8	83.6	91.3	86.2	92.5	88.4
	千葉県	93.8	86.9	94.5	89.4	94.6	89.6	92.9	89.1	90.4	88.9
	全国	92.6	86.4	92.9	87.9	91.0	85.8	94.0	89.6	94.8	90.9

<20～24 歳 男性>



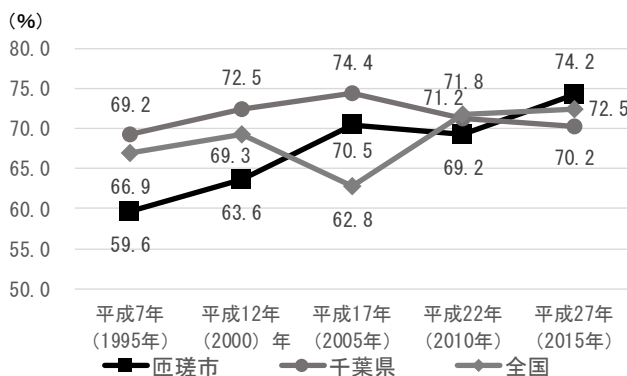
<20～24 歳 女性>



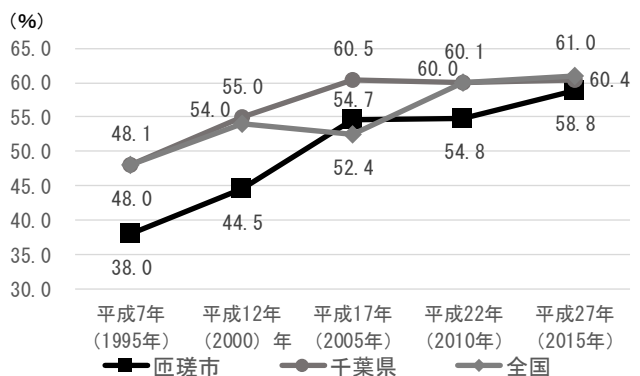
(単位：%)

		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
25-29歳	匝瑳市	59.6	38.0	63.6	44.5	70.5	54.7	69.2	54.8	74.2	58.8
	千葉県	69.2	48.1	72.5	55.0	74.4	60.5	71.2	60.1	70.2	60.4
	全国	66.9	48.0	69.3	54.0	62.8	52.4	71.8	60.0	72.5	61.0

<25～29 歳 男性>



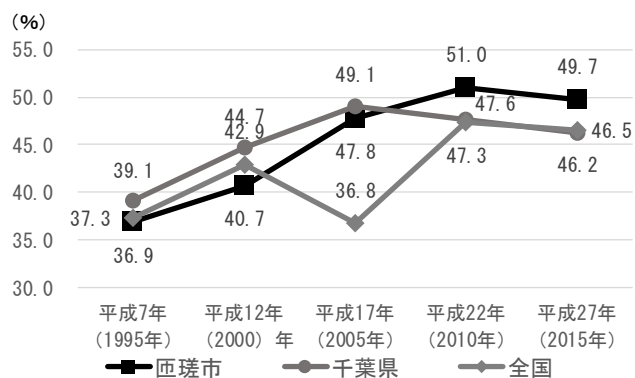
<25～29 歳 女性>



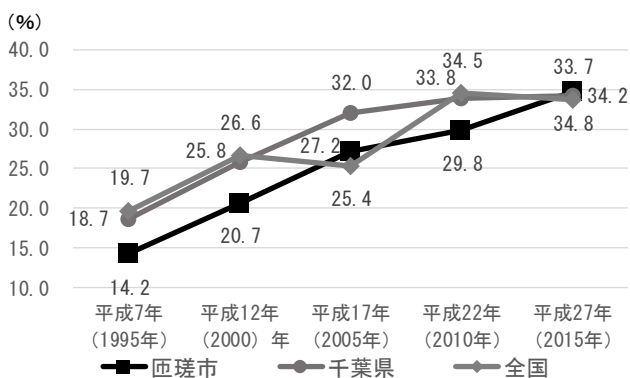
(単位：％)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30～34歳	匝瑳市	36.9	14.2	40.7	20.7	47.8	27.2	51.0	29.8	49.7	34.8
	千葉県	39.1	18.7	44.7	25.8	49.1	32.0	47.6	33.8	46.2	34.2
	全国	37.3	19.7	42.9	26.6	36.8	25.4	47.3	34.5	46.5	33.7

<30～34歳 男性>



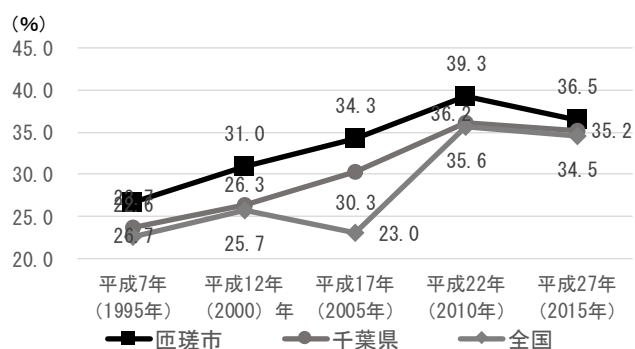
<30～34歳 女性>



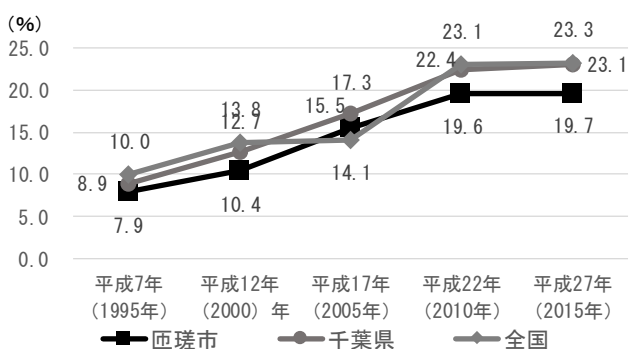
(単位：％)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
35～39歳	匝瑳市	26.7	7.9	31.0	10.4	34.3	15.5	39.3	19.6	36.5	19.7
	千葉県	23.7	8.9	26.3	12.7	30.3	17.3	36.2	22.4	35.2	23.1
	全国	22.6	10.0	25.7	13.8	23.0	14.1	35.6	23.1	34.5	23.3

<35～39歳 男性>



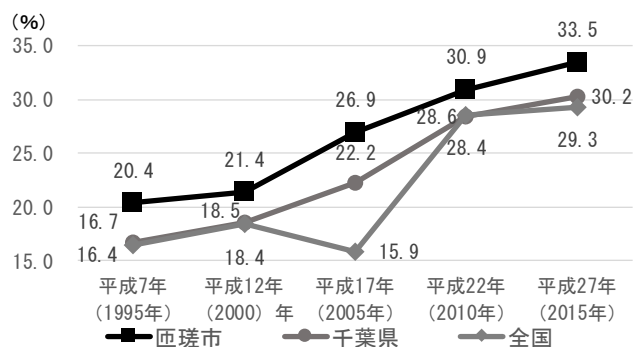
<35～39歳 女性>



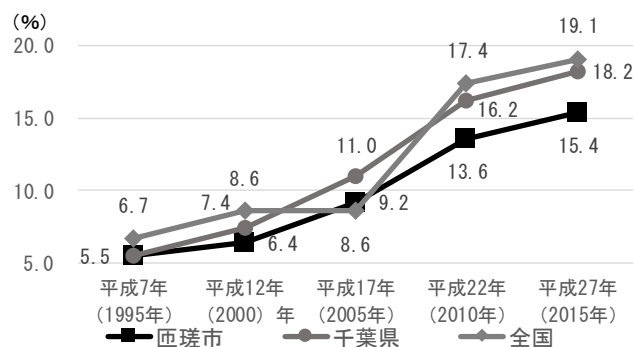
(単位：％)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40~44歳	匝瑳市	20.4	5.5	21.4	6.4	26.9	9.2	30.9	13.6	33.5	15.4
	千葉県	16.7	5.5	18.5	7.4	22.2	11.0	28.4	16.2	30.2	18.2
	全国	16.4	6.7	18.4	8.6	15.9	8.6	28.6	17.4	29.3	19.1

<40~44 歳 男性>



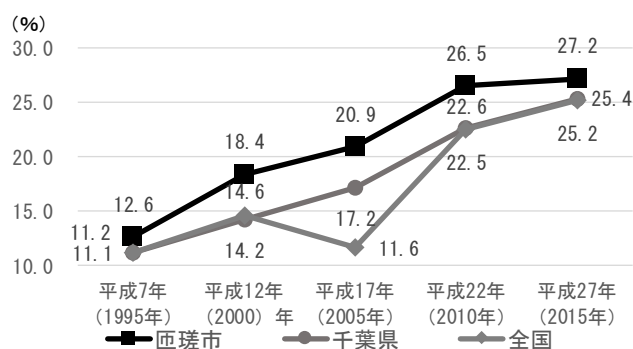
<40~44 歳 女性>



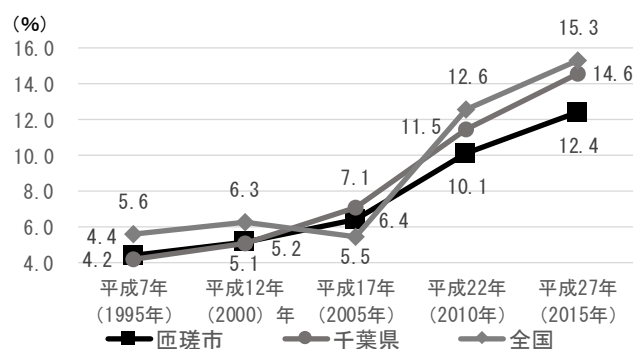
(単位：％)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
45~49歳	匝瑳市	12.6	4.4	18.4	5.2	20.9	6.4	26.5	10.1	27.2	12.4
	千葉県	11.1	4.2	14.2	5.1	17.2	7.1	22.6	11.5	25.4	14.6
	全国	11.2	5.6	14.6	6.3	11.6	5.5	22.5	12.6	25.2	15.3

<45~49 歳 男性>



<48~49 歳 女性>



資料：国勢調査

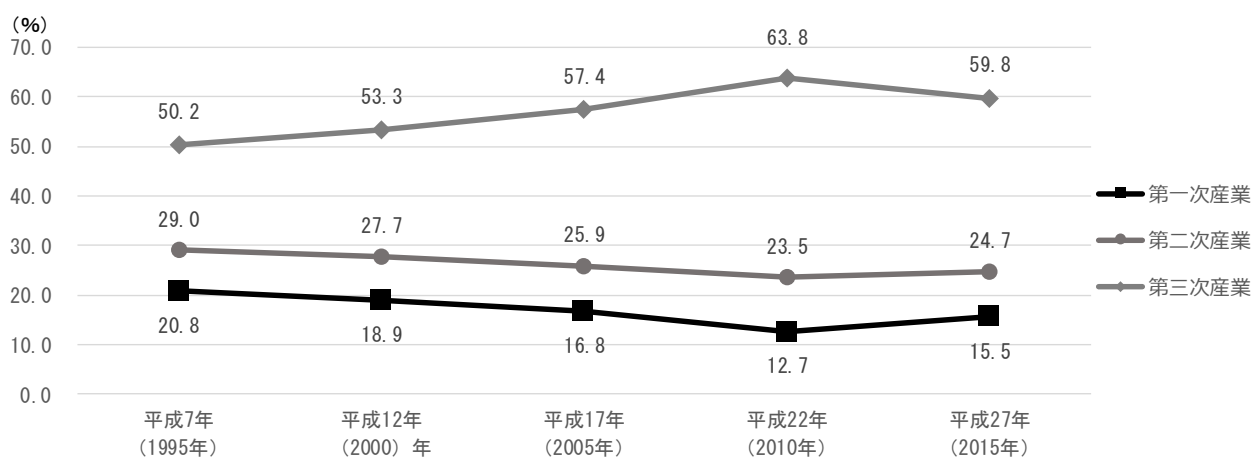
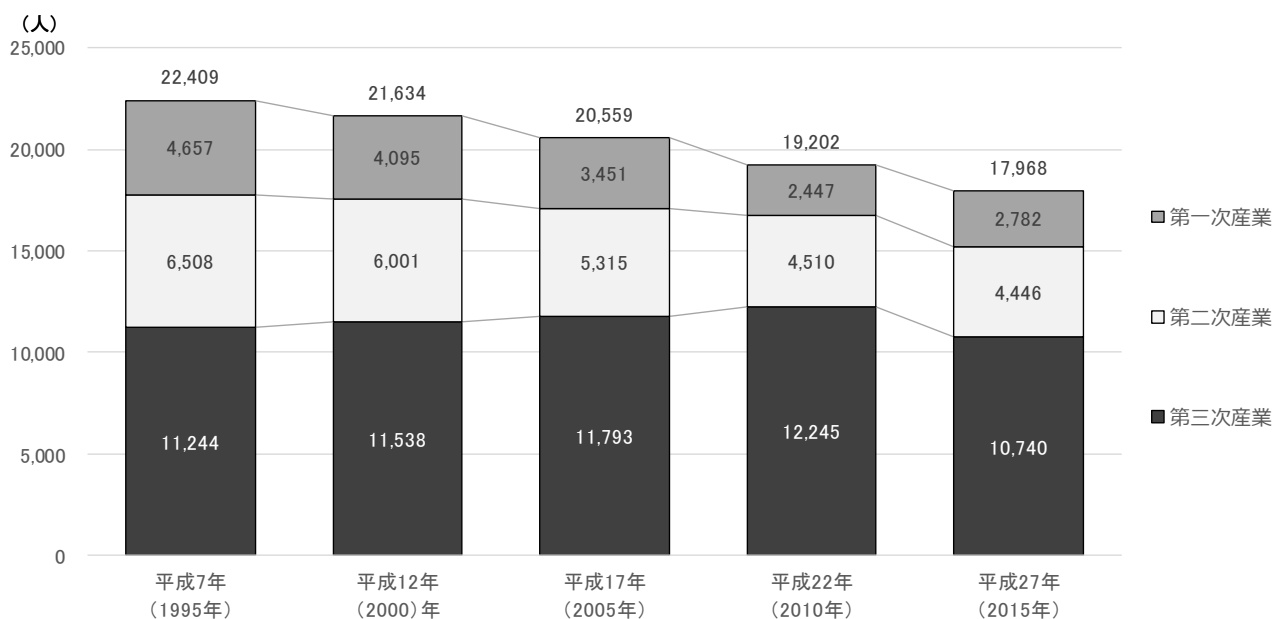
(3) 就業の状況

1) 産業構造別就業率

産業別就業人口の推移についてみると、就業人口は全体として減少傾向です。産業別の割合において平成22年（2010年）までは、第1次・第2次産業の割合が減少し第3次産業の割合が上昇していましたが、平成27年（2015年）では、第1次・第2次産業が増加し、第3次産業が減少しています。

【図表 2-1-3-1 産業構造別就業率の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総数 (人)	22,409	21,634	20,559	19,202	17,968
第一次産業 (人)	4,657	4,095	3,451	2,447	2,782
(%)	20.8	18.9	16.8	12.7	15.5
第二次産業 (人)	6,508	6,001	5,315	4,510	4,446
(%)	29.0	27.7	25.9	23.5	24.7
第三次産業 (人)	11,244	11,538	11,793	12,245	10,740
(%)	50.2	53.3	57.4	63.8	59.8



資料：国勢調査

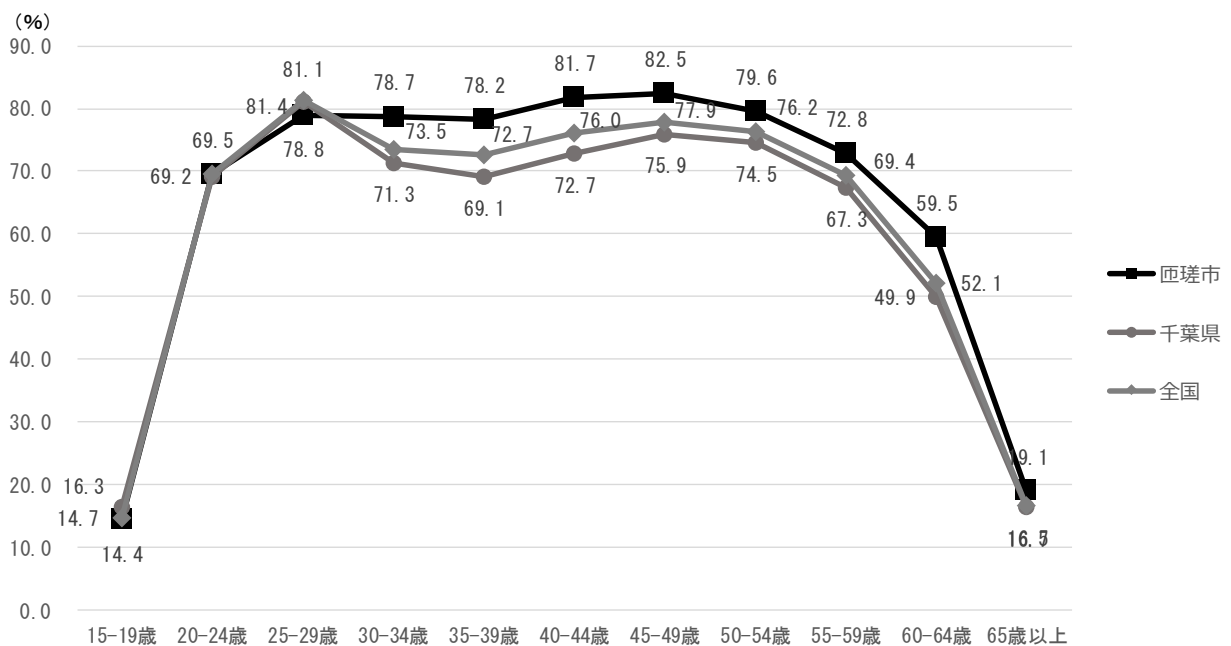
2) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、全国的な傾向と同様に、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけての子育て期間に一旦低下し、40 歳代には再び上昇するM字カーブを描きますが、本市においては、全国と比較すると、30 歳代でも高い就業率になっています。

【図表 2-1-3-2 女性の年齢別就業率の推移（県・国との比較）】

（単位：％）

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
匝瑳市	14.4	69.5	78.8	78.7	78.2	81.7	82.5	79.6	72.8	59.5	19.1
千葉県	16.3	69.2	81.1	71.3	69.1	72.7	75.9	74.5	67.3	49.9	16.5
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7



資料：平成 27 年（2015 年）国勢調査

(4) 保育サービス等の提供状況 (現在集計中)

1) 匝瑳市にある保育所(園)・幼稚園等の提供状況

【表 2-1-4-1-1 認可保育所(園)の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
公 立	施設数(ヶ所)	4	4	4	4	4
	定員数(人)	300	300	300	300	300
	入所児童数(人)					
	産休明け～6か月					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
	3歳児					
	4歳児					
	5歳児					

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
市 立	施設数(ヶ所)	7	7	7	8	8
	定員数(人)	600	600	600	664	664
	入所児童数(人)					
	産休明け～6か月					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
	3歳児					
	4歳児					
	5歳児					

【表 2-1-4-1-2 保育所(園)の児童数と入所率の推移】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
定員(人)	900	900	900	964	964
入所児童数(人)	0	0	0	0	0
入所率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【表 2-1-4-1-3 幼稚園の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
施設数	公立					
	市立					
3歳児(人)						
4歳児(人)						
5歳児(人)						
合計		0	0	0	0	0

【表 2-1-4-1-4 認可保育所（園）幼稚園等一覧】

○公立保育所

施設名	所在地
八日市場保育所	八日市場イ 2353 番地 1
豊和保育所	大寺 1428 番地
吉田保育所	吉田 4010 番地 4
豊栄保育所	飯倉 1615 番地 1

○市立幼稚園

施設名	所在地
八日市場幼稚園	八日市場イ 2394 番地
のさか幼稚園	今泉 6527 番地

○私立保育園（所）

施設名	所在地
椿海保育園	椿 969 番地 1
共興保育園	東小笹 120 番地 1
須賀保育園	横須賀 2914 番地
平和保育所	平木 3381 番地
匠瑳保育園	堀ノ内 360 番地
東保育園	野手 6044 番地
栄保育園	栢田 941 番地 1

○認定こども園

施設名	所在地
九十九里ホーム飯倉駅前 あかしあこども園	飯倉 106 番地 1

※順不同

2) 小中学校の状況

【表 2-1-4-2-1 小学校の児童数、中学校の生徒数の推移】

(単位：人)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
小学校 児童数	男子					
	女子					
	合計	0	0	0	0	0
中学校 生徒数	男子					
	女子					
	合計	0	0	0	0	0

【表 2-1-4-2-2 小中学校一覧】

○小学校

学校名	所在地	学校名	所在地
平和小学校	平木 1819 番地	共興小学校	東小笹 1160 番地
椿海小学校	椿 973 番地	吉田小学校	吉田 4020 番地
八日市場小学校	八日市場イ 2311 番地	豊和小学校	大寺 1492 番地
豊栄小学校	飯倉 1847 番地	栄小学校	栢田 823 番地
須賀小学校	高 1956 番地	野田小学校	野手 13034 番地

○中学校

学校名	所在地
八日市場第一中学校	上谷中 2270 番地 5
八日市場第二中学校	八日市場イ 1687 番地
野栄中学校	今泉 5323 番地 3

※順不同

3) 学童保育（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の状況

【表 2-1-4-3-1 放課後児童クラブの状況】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
放課後児童クラブ数					
指導員数					
定員					
在籍児童数					
総児童数					
在籍割合(%)	#D N/0!	#D N/0!	#D N/0!	#D N/0!	#D N/0!

【表 2-1-4-3-2 放課後こども教室の状況】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
定員					
在籍児童数					

【表 2-1-4-3-1 学童保育（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）】

○放課後児童クラブ

クラブ名	場所	クラブ名	場所
八日市場児童クラブ	八日市場小学校内	椿海第二児童クラブ	椿海小学校内
豊栄第一児童クラブ	豊栄小学校内	野田児童クラブ	野田小学校内
豊栄第二児童クラブ	豊栄小学校内	栄第一児童クラブ	栄小学校別館
須賀児童クラブ	須賀小学校内	栄第二児童クラブ	栄小学校別館
共興児童クラブ	共興コミュニティセンター	あかしあ放課後児童クラブ	九十九里ホーム飯倉駅前
平和児童クラブ	平和小学校内		あかしあこども園内
椿海第一児童クラブ	椿海コミュニティセンター		

○放課後こども教室

教室名	所在地
八日市場第一中学校	吉田小学校内
八日市場第二中学校	豊和小学校敷地内
野栄中学校	八日市場小学校内

※順不同

4) 公園と児童遊園

【表 2-1-4-4-1 公園と児童遊園数】

(単位：箇所)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
公園	街区公園	9	9	9	9	9
	近隣公園	2	2	3	3	3
	地区公園	1	1	1	1	1
	その他公園	1	1	1	1	1
児童遊園		12	12	12	12	12
合計		25	25	26	26	26

【表 2-1-4-4-2 公園・児童遊園一覧】

○街区公園

公園名	所在地
若潮公園	若潮町 2 番地 1
天神山下公園	八日市場イ 2330 番地 1
椿海公園	椿 969 番地 1
みどり平西公園	みどり平 1 番地 2
みどり平中公園	みどり平 9 番地 2

公園名	所在地
平和東公園	平木 1487 番地 1
小舟内公園	蕪里 139 番地 27
平台公園	飯倉台 17 番地
鈴歌公園	飯倉台 37 番地 1
天神山公園	八日市場イ 2291 番地

○近隣公園

学校名	所在地
みどり平東公園	みどり平 13 番地 2
山桑公園	山桑 125 番地
そうさ記念公園	八日市場ハ 565 番地 1

○その他公園

学校名	所在地
野栄ふれあい公園	今泉 363 番地

○近隣公園

学校名	所在地
砂原児童遊園	八日市場イ 2658 番地
つばき団地児童遊園	椿 1663 番地 5
すみれ団地児童遊園	上谷中 288 番地 4
飯高児童遊園	小高 248 番地 2
平和児童遊園	東谷 499 番地
時曾根児童遊園	時曾根 588 番地

学校名	所在地
いいぐら団地児童遊園	飯倉 1365 番地
かしこね児童遊園	平木 951 番地
かぶざと児童遊園	蕪里 2098 番地 2
大堀児童遊園	大堀 835 番地 1
豊栄児童遊園	飯倉 1628 番地 1
今泉浜児童遊園	今泉 8571 番地 2

(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向 （現在集計中）

1) 児童虐待相談取扱い件数

【表 2-1-5-1 児童虐待相談取扱い件数（市・県）】

（単位：件）

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
身体的虐待	匝瑳市	4	8	11	6	3
	千葉県	1,520	1,383	1,733	1,643	1,985
保護の怠慢	匝瑳市	5	4	18	34	18
	千葉県	1,390	1,441	1,605	1,642	1,813
性的虐待	匝瑳市	1	0	2	1	0
	千葉県	88	93	94	120	118
心理的虐待	匝瑳市	7	21	23	20	14
	千葉県	2,175	2,651	3,343	3,406	3,631
合計	匝瑳市	17	33	54	61	35
	千葉県	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547

2) いじめ・不登校の状況

【表 2-1-5-1 いじめ・不登校件数】

（単位：件）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
いじめ件数					
不登校件数					

(6) 子育て支援サービス等の状況 (現在集計中)

1) 民生委員・児童委員の状況

【表 2-1-6-1 民生委員・児童委員数】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
民生委員数	74	74	74	74	74
男性委員数	62	62	60	60	60
女性委員数	12	12	14	14	14
主任児童委員数	13	13	12	13	13
合計委員数	87	87	86	87	87

2) 母子・保健サービスの提供状況

【表 2-1-6-2-1 訪問相談等の実施状況】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
母子健康手帳交付件数					
妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問件数					
こんにちは赤ちゃん訪問件数					
乳児・幼児訪問指導件数					

【表 2-1-6-2-2 定期健康診査の受診状況】

(単位：人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
4か月児健診	対象者数					
	受診者数					
	受診率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
1歳6か月児健診	対象者数					
	受診者数					
	受診率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳児健診	対象者数					
	受診者数					
	受診率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

【表 2-1-6-2-3 歯科健康診査の受診状況】

(単位：人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
1歳6か月児 歯科健診	受診者数					
	う歯あり					
	罹患率(%)	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!
2歳児歯科健診	受診者数					
	う歯あり					
	罹患率(%)	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!
3歳児歯科健診	受診者数					
	う歯あり					
	罹患率(%)	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!	#D N / 0!

【表 2-1-6-2-4 予防接種の状況】

(単位：人)

			平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
不活性化ポリオ	初回	第1回					
		第2回					
		第3回					
	追加						
三種混合	第1期	第1回					
		第2回					
		第3回					
	第1期追加						
四種混合	第1期	第1回					
		第2回					
		第3回					
	第1期追加						
麻疹風疹混合 (MR)	第1期						
	第2期						
日本脳炎	第1期	第1回					
		第2回					
	第1期追加						
	第2期						
BCG							
二種混合							

【表 2-1-6-2-5 相談・指導等の状況】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
マタニティクラス	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
乳幼児健康相談	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
離乳食教室	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
わんぱくクッキング	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
親子料理教室	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
すくすく歯っぴい	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
歯磨き巡回児童	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
発達相談	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					
言葉の相談	開催回数(回)					
	延参加人数(人)					

【表 2-1-6-2-6 交流事業】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
つどいの広場	開催回数(回)		308	313	315	314
	延参加人数(人)		8,797	6,919	7,257	6,599

3) 各種手当・助成受給の状況

【表 2-1-6-3-1 各種手当の受給状況】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019)年
児童手当(世帯)※1	2,366	2,301	2,196	2,127	2,056
児童扶養手当(人)※2	208	166	146	158	127
特別児童扶養手当(人)					
障害児福祉手当(人)					

※1 各年度6月現況届対象世帯数

※2 各年度3月末(支給停止者除く)人数

【表 2-1-6-3-2 各種助成の受給状況】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
子ども医療費助成					
ひとり親家庭等医療費等助成		260	167	156	237
自立支援医療(精神通院)					
自立支援医療(育成医療)					

2. ニーズ調査から見た子育ての状況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、本市における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に実施しました。

2) 調査設計

- 調査地域 匝瑳市全域
- 調査対象 ①市内在住の0歳～5歳の就学前児童の保護者
②市内在住の小学1年生～6年生の児童の保護者
- 標本数 1,924人（内訳：①973人、②951人）
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送配布及び郵送回収による郵送調査法
- 調査時期 平成30年（2018年）12月19日（水）
～平成31年（2019年）1月15日（火）

3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）	973	422	43.4%
就学児童（小学生）	951	375	39.4%
合計	1,924	797	41.4%

4) 調査結果の表記について

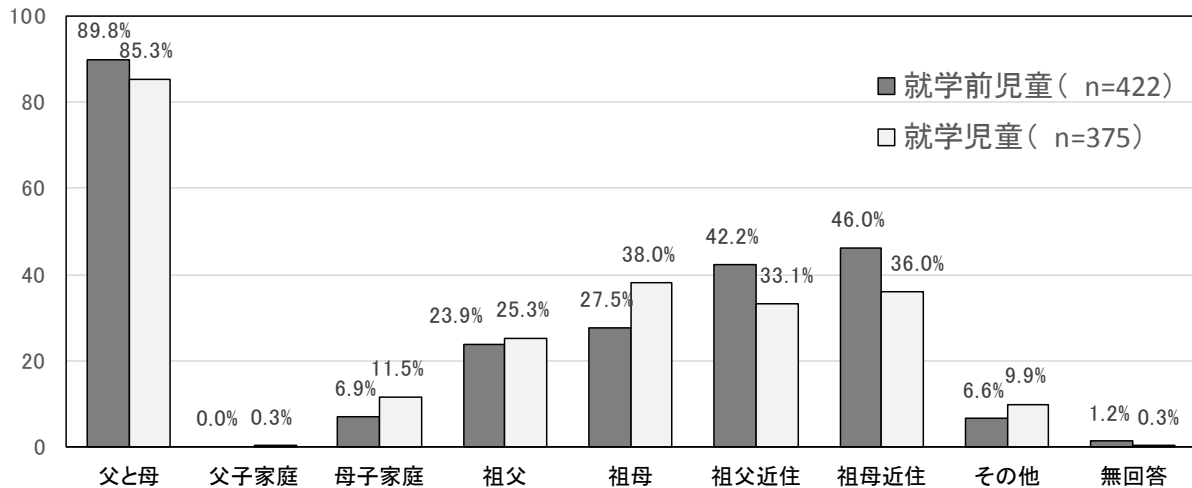
- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているため、合計値は100%を超えます。
- 文中に示す「n」は、各設問の回答者数です。
- 本文中の結果は百分率（%）で表していますが、比較等の場合はポイントという表現を用いています。

(2) 子育て家庭を取り巻く状況

1) 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人

就学前児童、就学児童ともに、「両親と一緒に住んでいる」がほとんどを占めており、祖父母も同居または近くに住んでいます、約2割が父と母のみとなっています。

【図表 2-2-2-1 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人】



【詳細】

(単位：%)

就学前児童 (n=422)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	20.4	22.5	41.0	44.5	20.1
父子家庭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.3	4.0	0.9	0.9	1.4

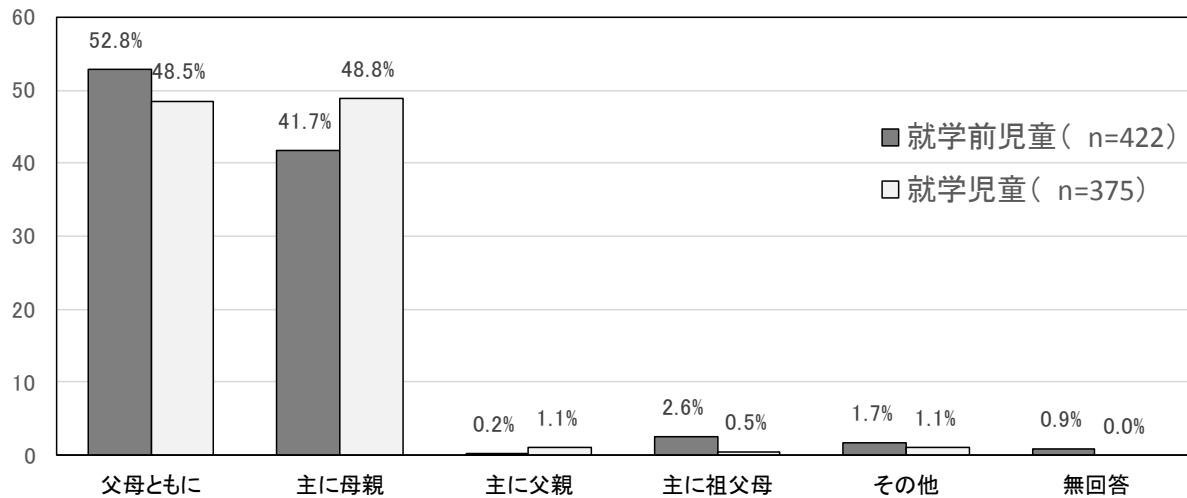
(単位：%)

就学児童 (n=375)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	21.1	28.8	29.3	32.8	21.6
父子家庭	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.5	5.3	3.7	3.2	2.4

2) 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方

子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方は、就学前児童、就学児童ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、この2つでほとんどを占めています。

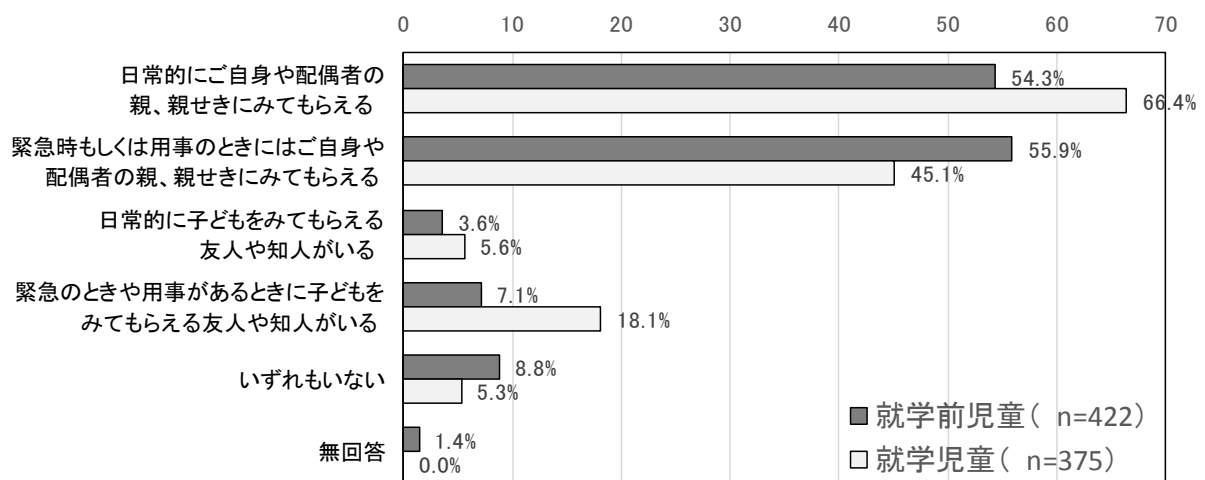
【図表 2-2-2-2 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方】



3) 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無は、就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次に「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。就学児童は逆に「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。また、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」が約2割となっています。

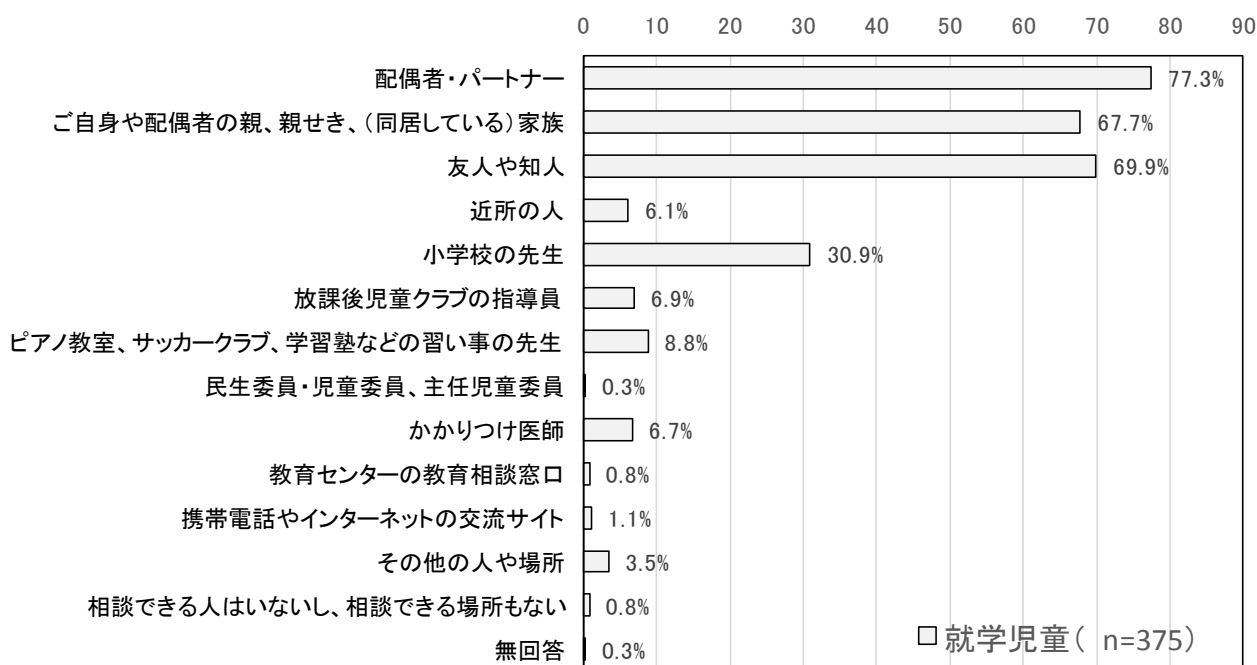
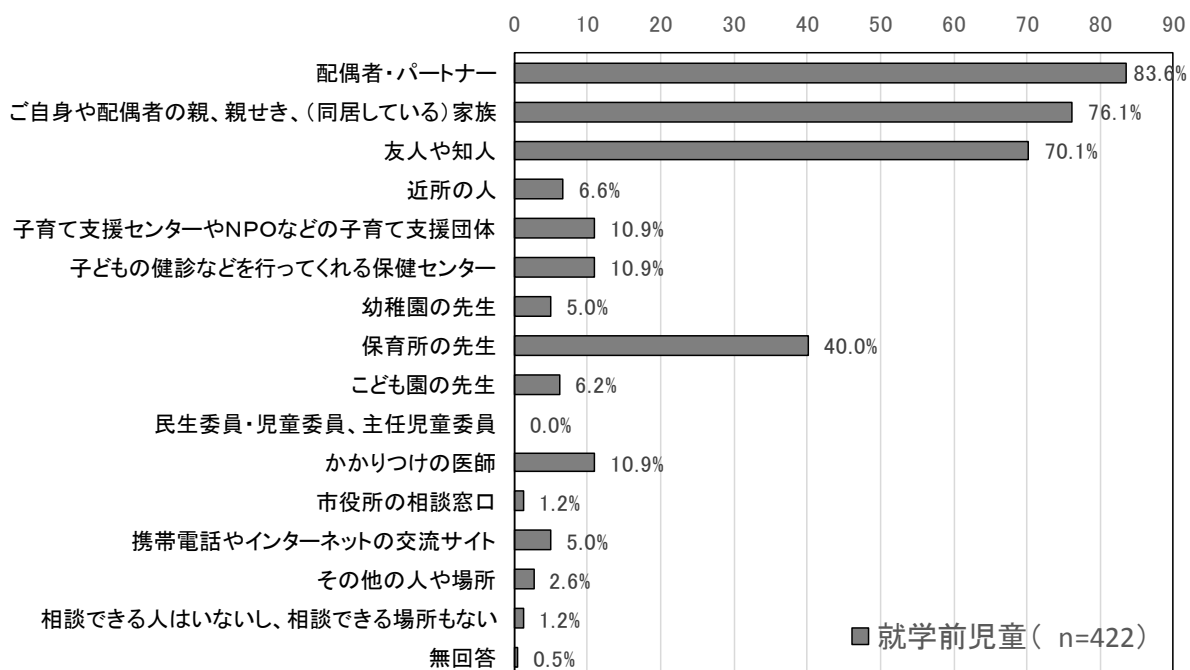
【図表 2-2-2-3 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



4) 相談できる人や相談できる場所

就学前児童、就学児童ともに、相談できる相手として「配偶者・パートナー」「親・親せき」「友人や知人」と答える方が多くなっています。就学前児童では「保育所の先生」、就学児童では「小学校の先生」との答えも多くなっています。

【図表 2-2-2-4 相談できる人や相談できる場所】



(3) 保護者の就労状況

1) 保護者の就労状況

就学児童では、就学前児童と比べ「父親（フルタイム）×母親（無業）」が 15 ポイント低くなっており、母親の未就労が少なくなっていることがうかがえます。

【表 2-2-3-1 保護者の就労状況】

(単位：%)

就学前児童 (n=422)		父 親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母 親	フルタイム	36.5	0.2	0.0	3.8
	パート アルバイトなど	29.6	0.0	0.5	1.7
	無業	24.6	0.0	0.2	0.9
	不明	0.2	0.0	0.0	0.5

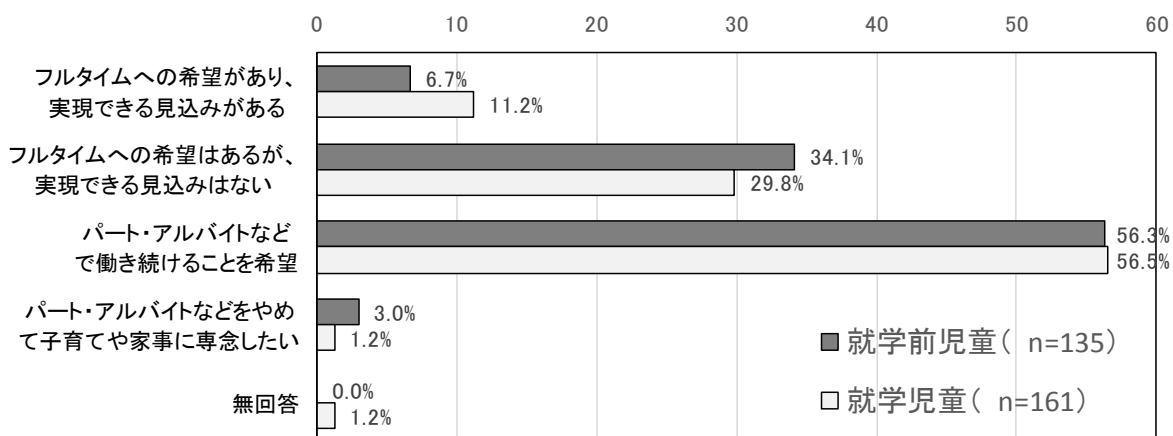
(単位：%)

就学児童 (n=375)		父 親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母 親	フルタイム	36.3	0.0	0.0	7.7
	パート アルバイトなど	38.4	0.3	0.8	2.7
	無業	9.6	0.3	0.3	0.3
	不明	0.8	0.3	0.0	0.3

2) パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、就学児童（小学生）ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が半数以上と最も多くなっており、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。

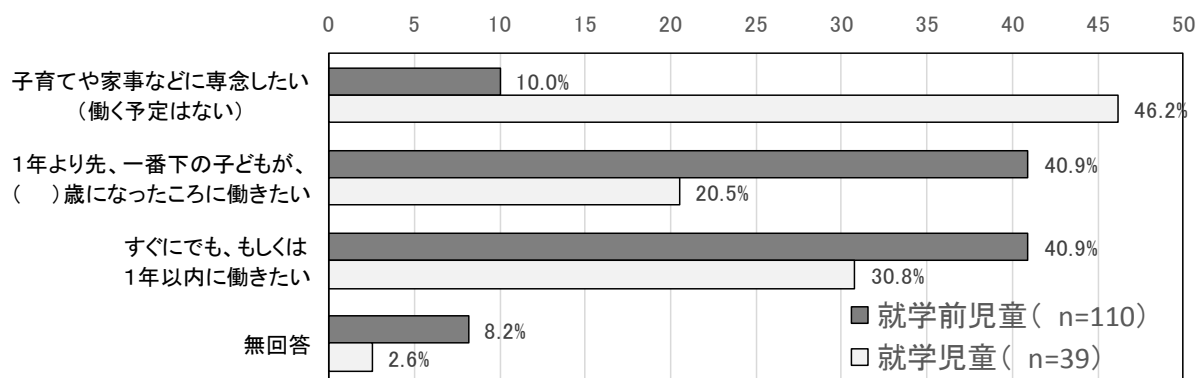
【図表 2-2-3-2 母親のフルタイムへの転換希望】



3) 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が40.9%と同数で多くなっています。就学児童（小学生）では「子育てや家事などに専念したい」が46.2%と最も多くなっています。

【図表 2-2-3-3 現在就労していない母親の就労希望】

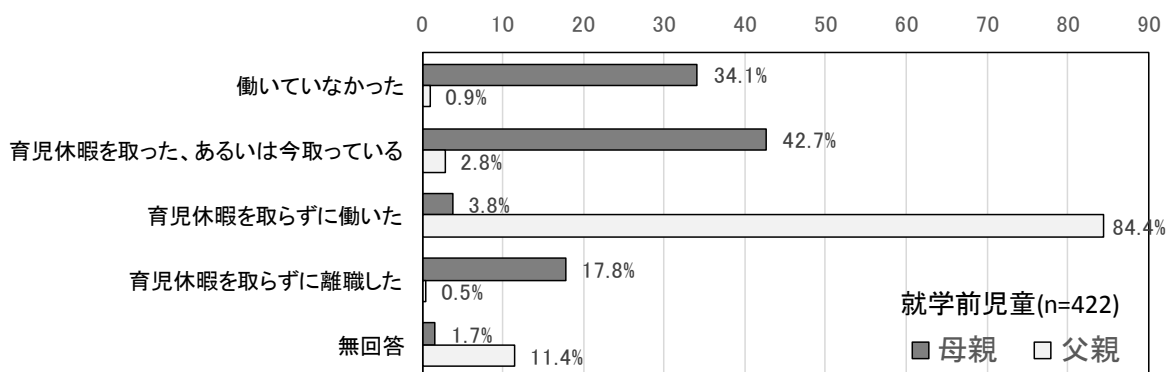


4) 育児休暇の取得状況

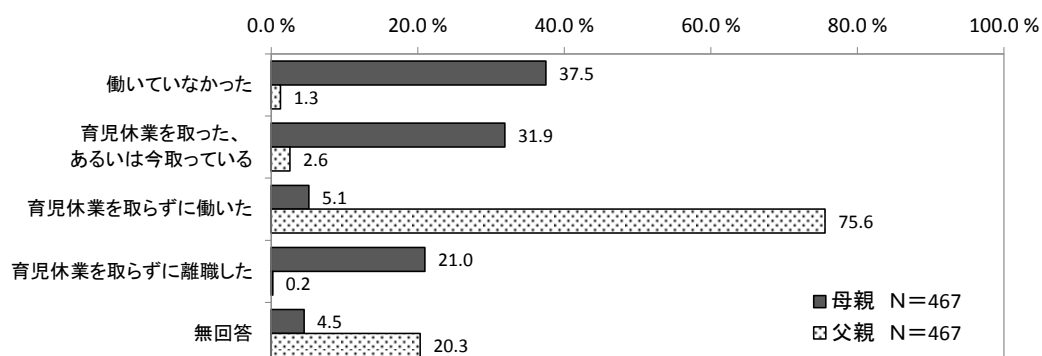
育児休暇の取得状況について、就学前児童の母親は「育児休暇をとった、あるいは今取っている」が、42.7%と最も多く、前回調査で最も多かった「働いていなかった」を上回っています。

一方、父親については、「育児休暇を取らずに働いた」が84.4%と前回よりも多くなっています。

【図表 2-2-3-4 育児休暇の取得状況】



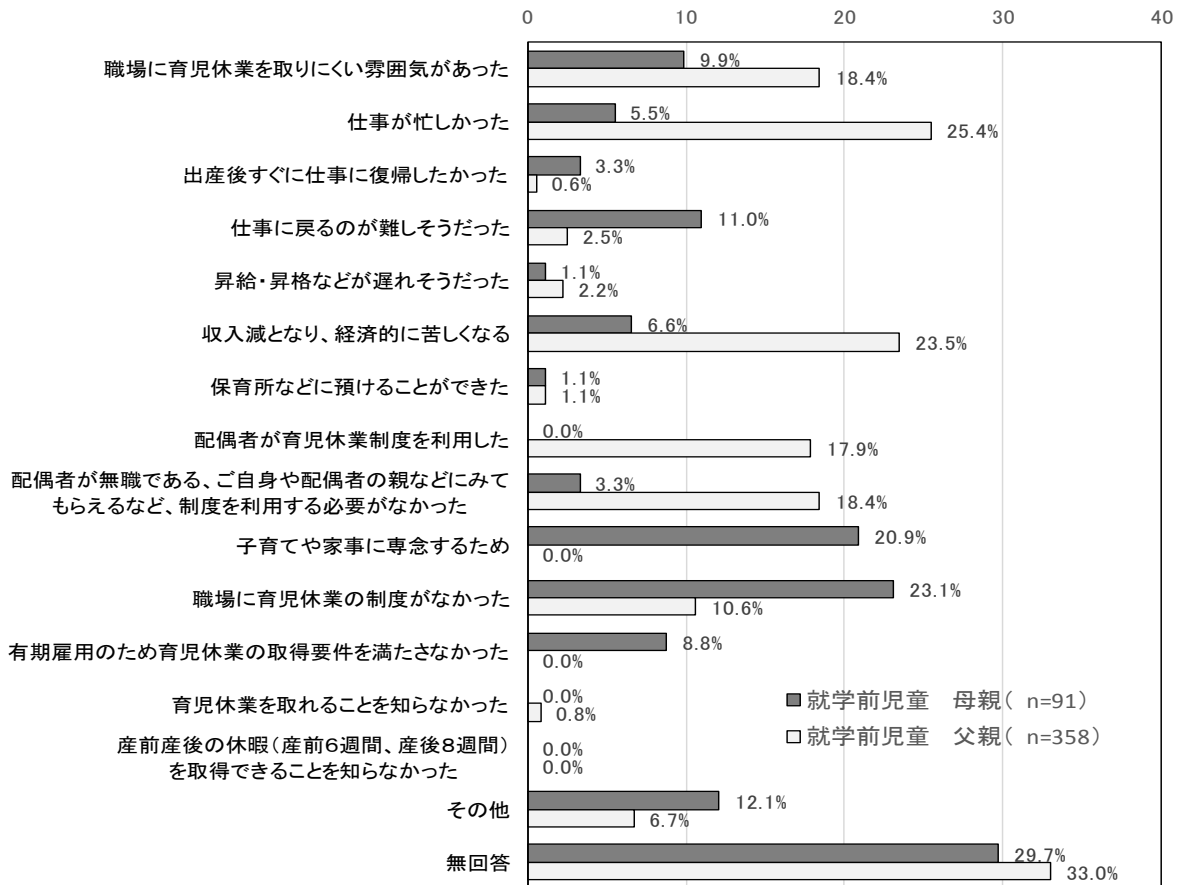
【前回調査】



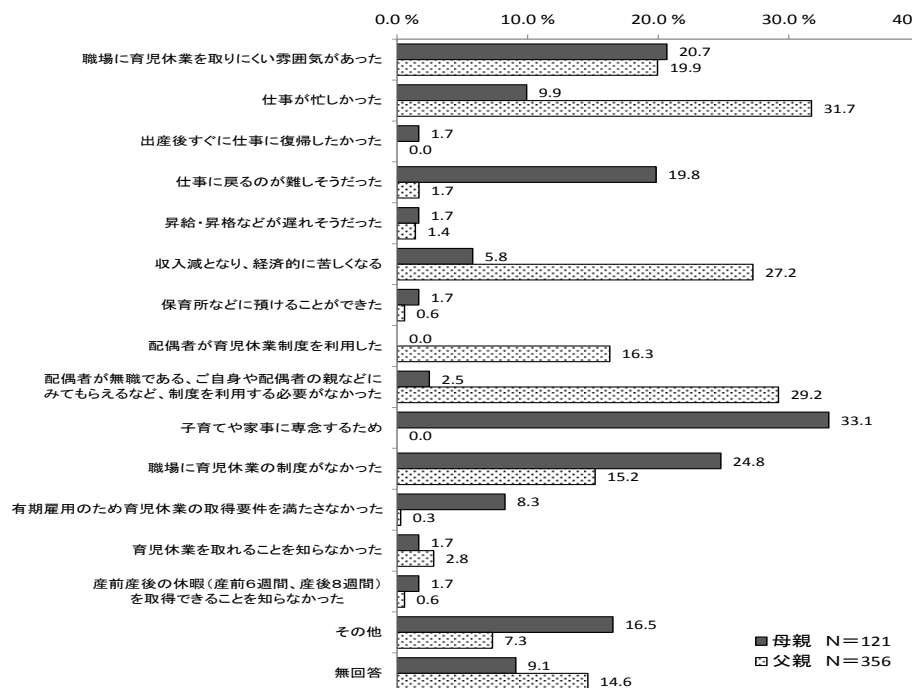
5) 育児休暇を取らなかった理由

育児休暇を取らなかった理由として、母親は「職場に育児休業の精度がなかった」や「子育てや家事に専念するため」が多くなっています。また、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が前回調査より約 1 割減っています。

【図表 2-2-3-5 育児休暇を取らなかった理由】



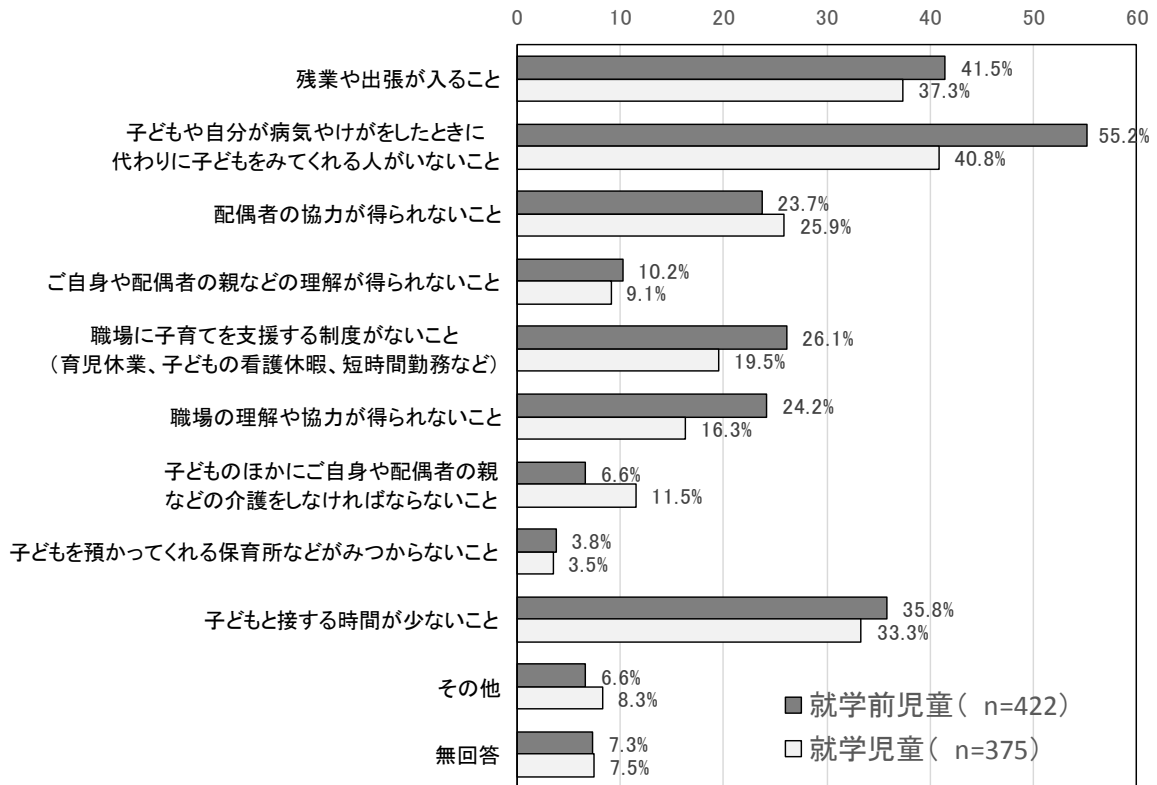
【前回調査】



6) 仕事と子育てを両立させる上での課題

母親・父親ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も多くなっています。

【図表 2-2-3-6 仕事と子育てを両立させる上での課題】

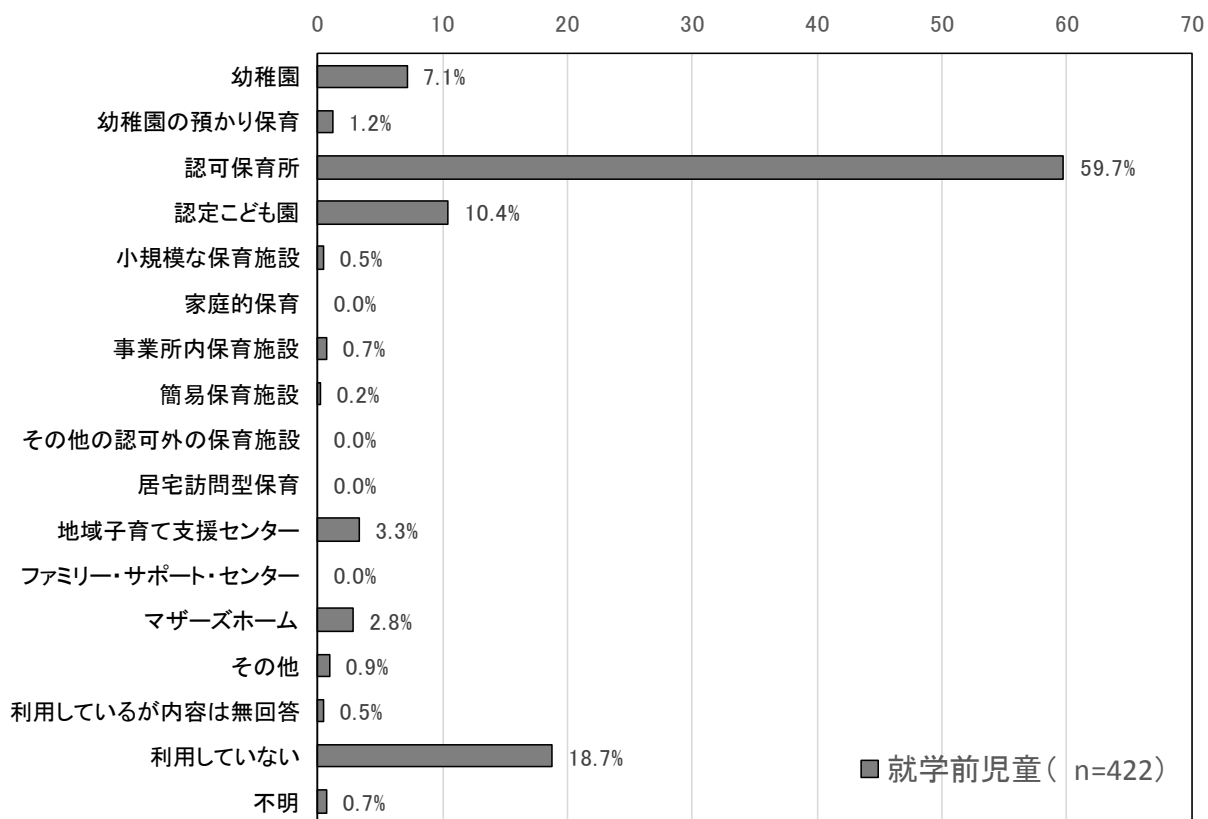


(4) 教育・保育事業について

1) 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況

平日の定期的なサービスの利用について「認可保育所」が 59.7%と最も多くなっています。一方「利用していない」は約2割となっています。

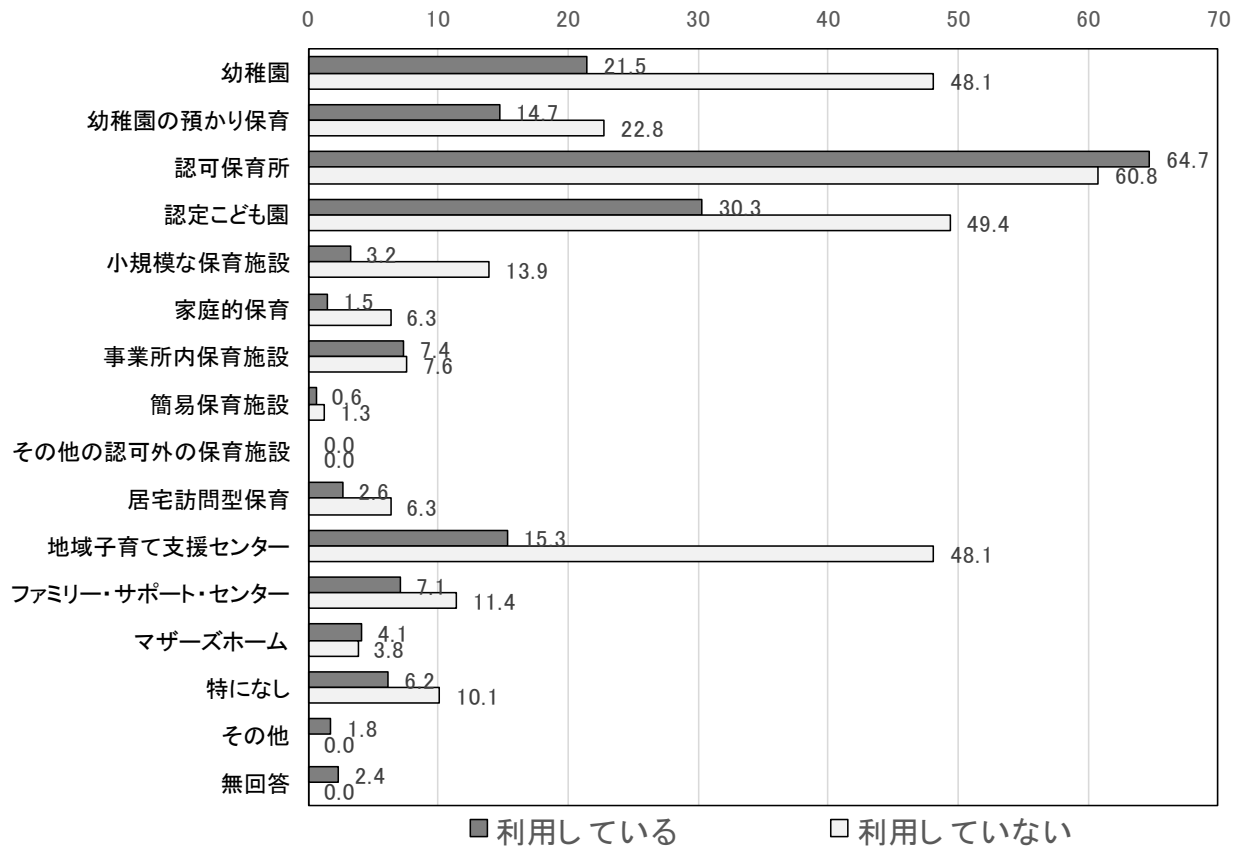
【図表 2-2-4-1 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況】



2) 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所などについて

平日の定期的な利用をしている方では、「認可保育所」が64.7%と最も多くなっています。平日の定期的な利用していない方では、「認可保育所」が60.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が49.4%、「幼稚園」が48.1%と多くなっています。また、「地域子育て支援センター」も48.1%と多くなっています。

【図表 2-2-4-2 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所などについて】

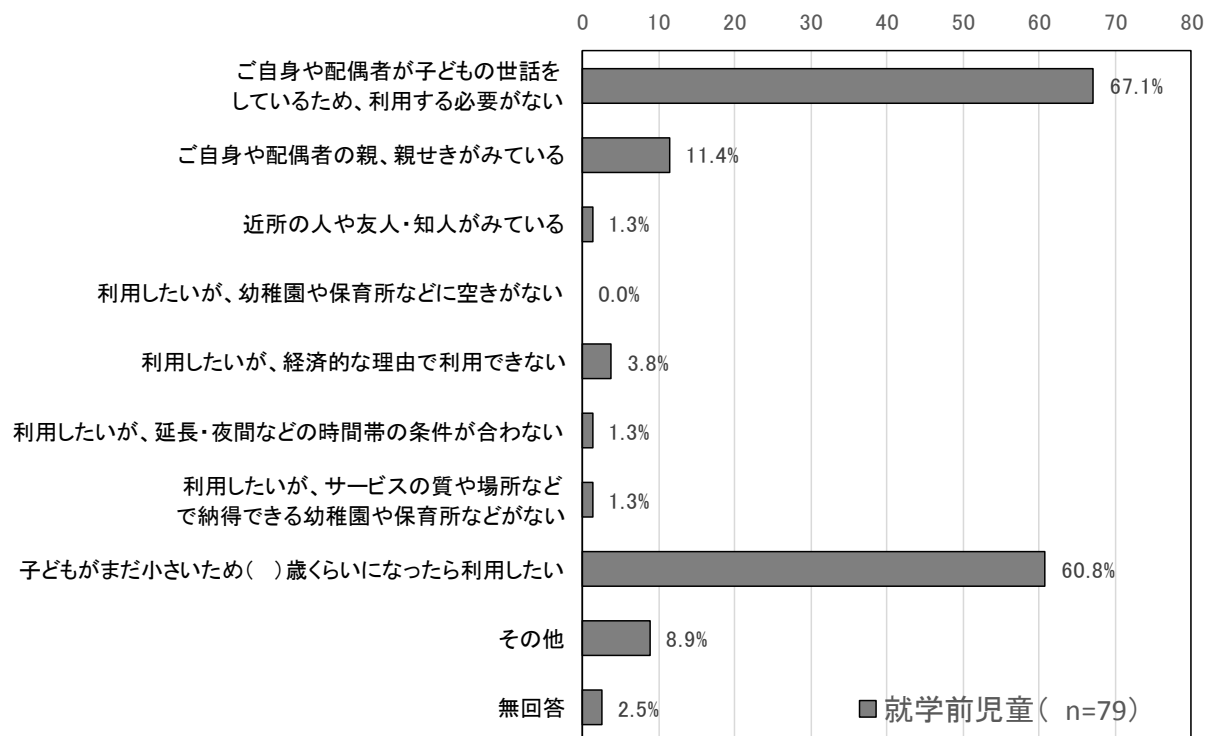


3) 平日の定期的な利用をしていない理由

平日の定期的な利用をしている理由として、「ご自身や配偶者が子どもの世話をしているため。利用する必要がない」が67.1%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が60.8%と多くなっています。

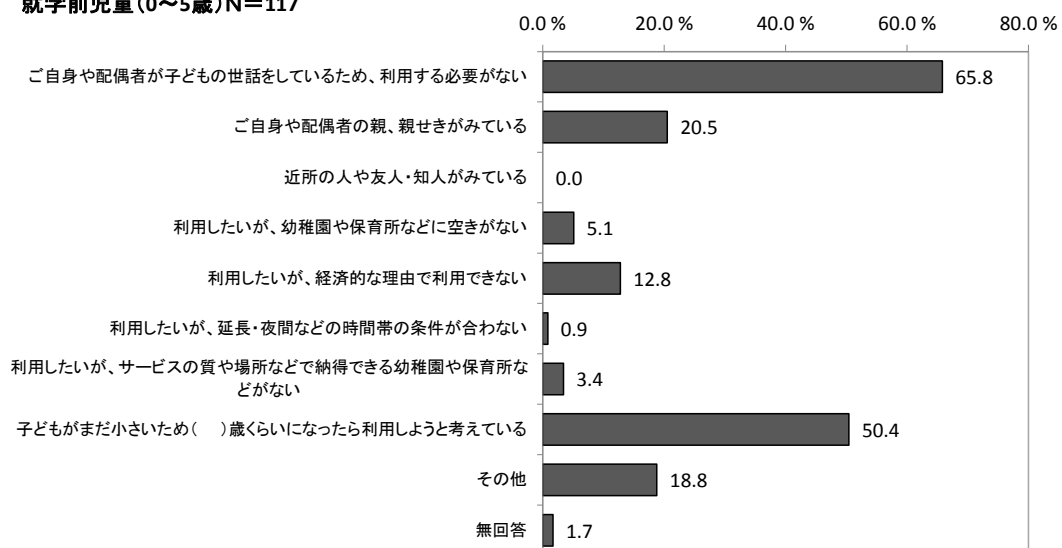
前回調査と比べると、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が9.1ポイント下がっている一方、「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が10.4ポイント上がっています。

【図表 2-2-4-3 平日の定期的な利用をしていない理由】



【前回調査】

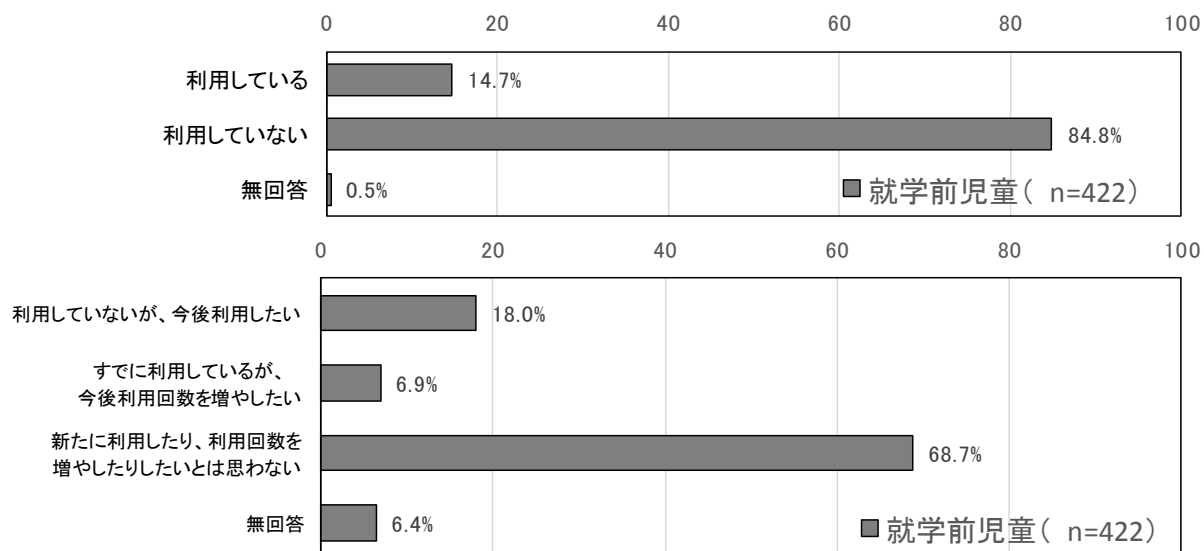
就学前児童(0～5歳)N=117



4) 地域子育て支援センター（つどいの広場、あかしあこども園）の利用

現在の利用している方は 14.7%となっていますが、今後新たに利用したい方とさらに利用回数を増やしたいと考えている方は 24.9%となっています。

【図表 2-2-4-4 地域子育て支援センターの利用】



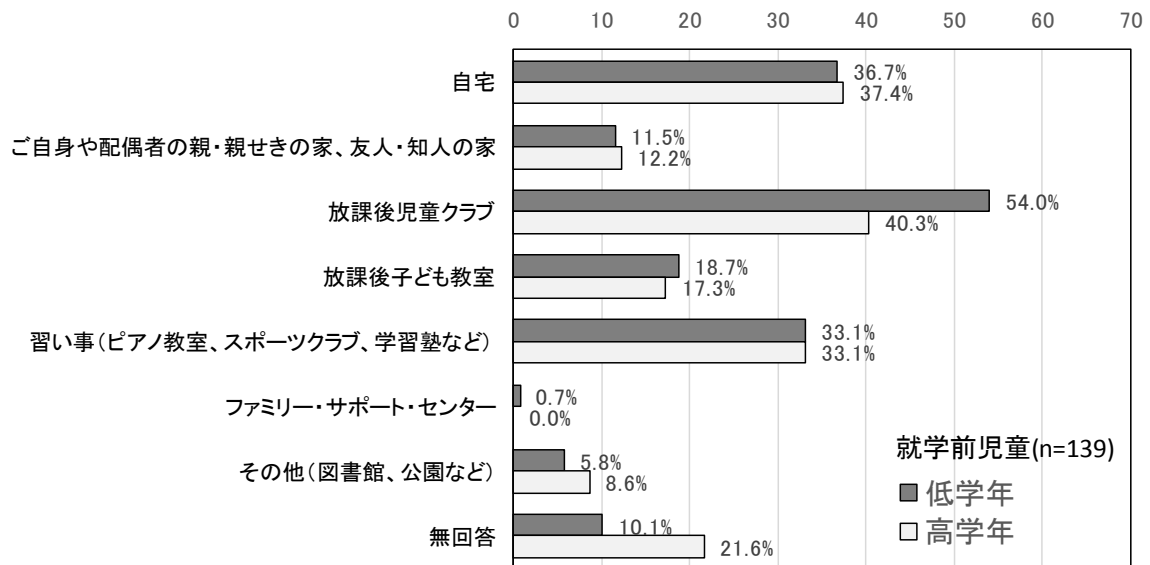
5) 放課後の過ごし方

小学校の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、低学年の時は「放課後児童クラブ」が54.0%と最も多く、次いで「自宅」が36.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が33.1%の順となっています。高学年の時も低学年と同じくらいの割合になっていますが、「放課後児童クラブ」については、40.3%と低学年と比べ13.7ポイント低くなっています。

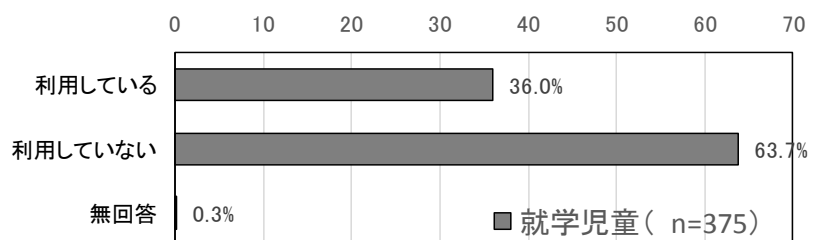
また、実際に放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が前回調査からは増えているものの、4割を下回っています。

【図表 2-2-4-5 放課後の過ごし方】

＜就学前児童 希望＞

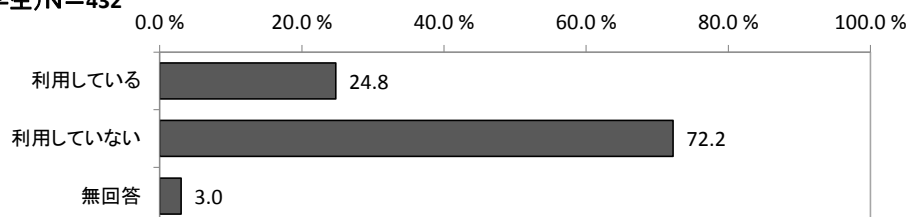


＜就学児童 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用＞



【前回調査】

就学児童(小学生)N=432

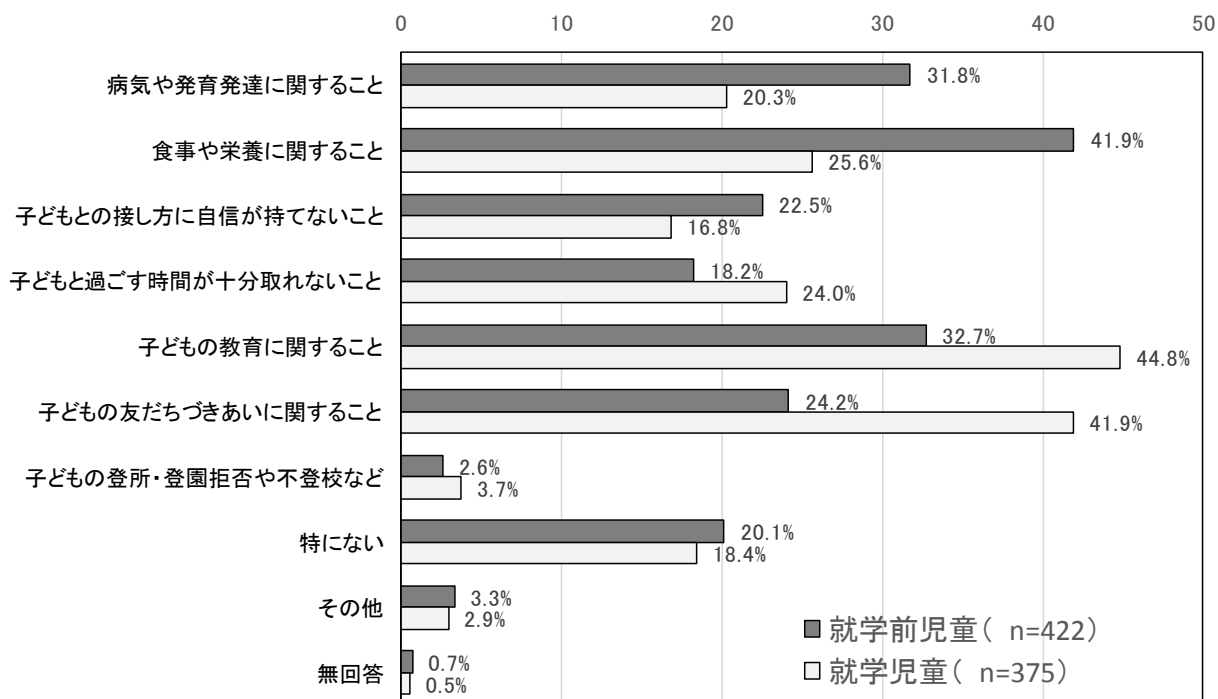


(5) 子育ての悩みや各種施策について

① 子育ての悩みについて

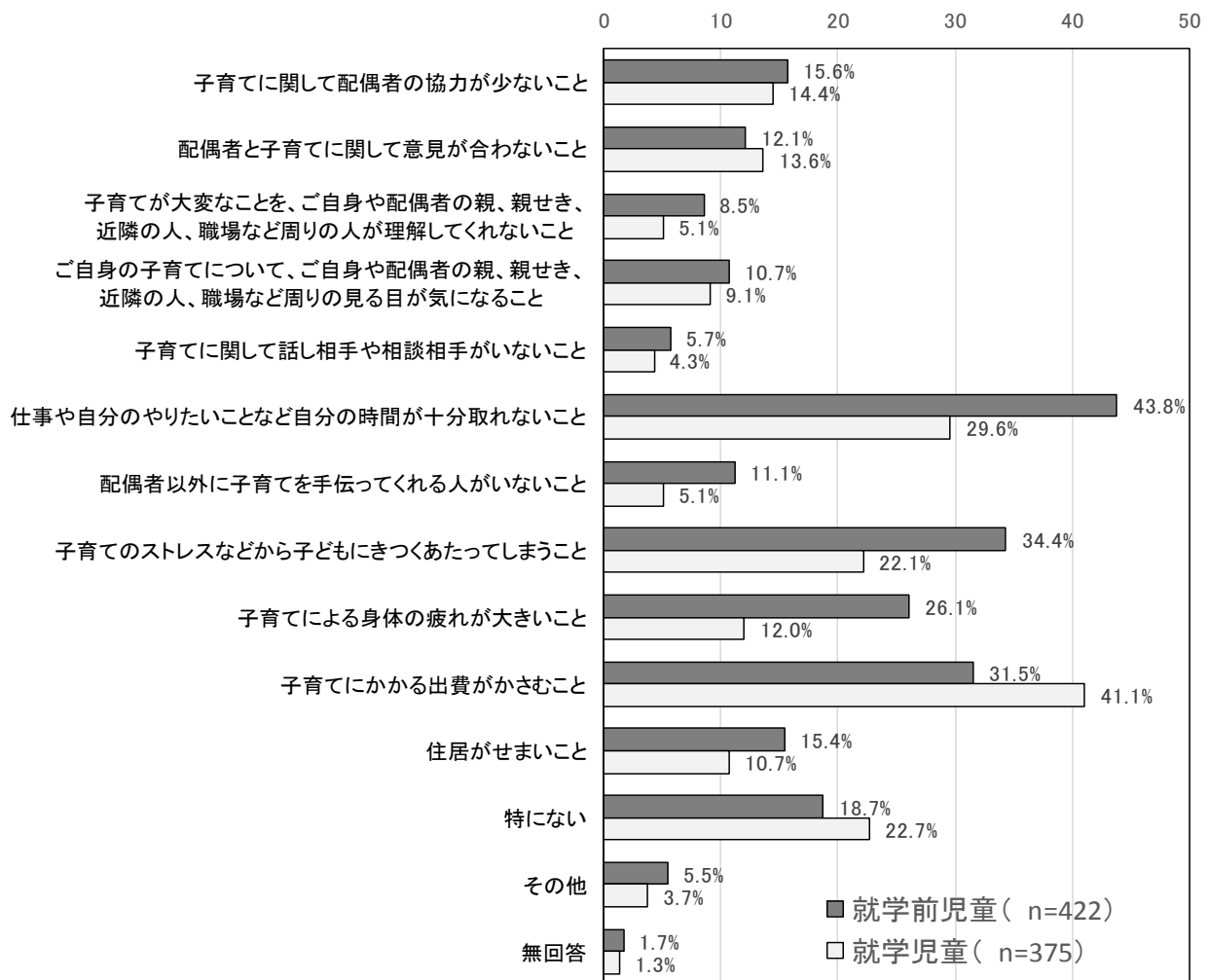
子どもに対しての悩みについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も多くなっています。就学児童では「子どもの教育に関すること」が44.8%と最も多く、次に「子どもの友だちづきあいに関すること」が41.9%となっています。

【図表 2-2-5-1-1 子育ての悩みについて（子どもに関すること）】



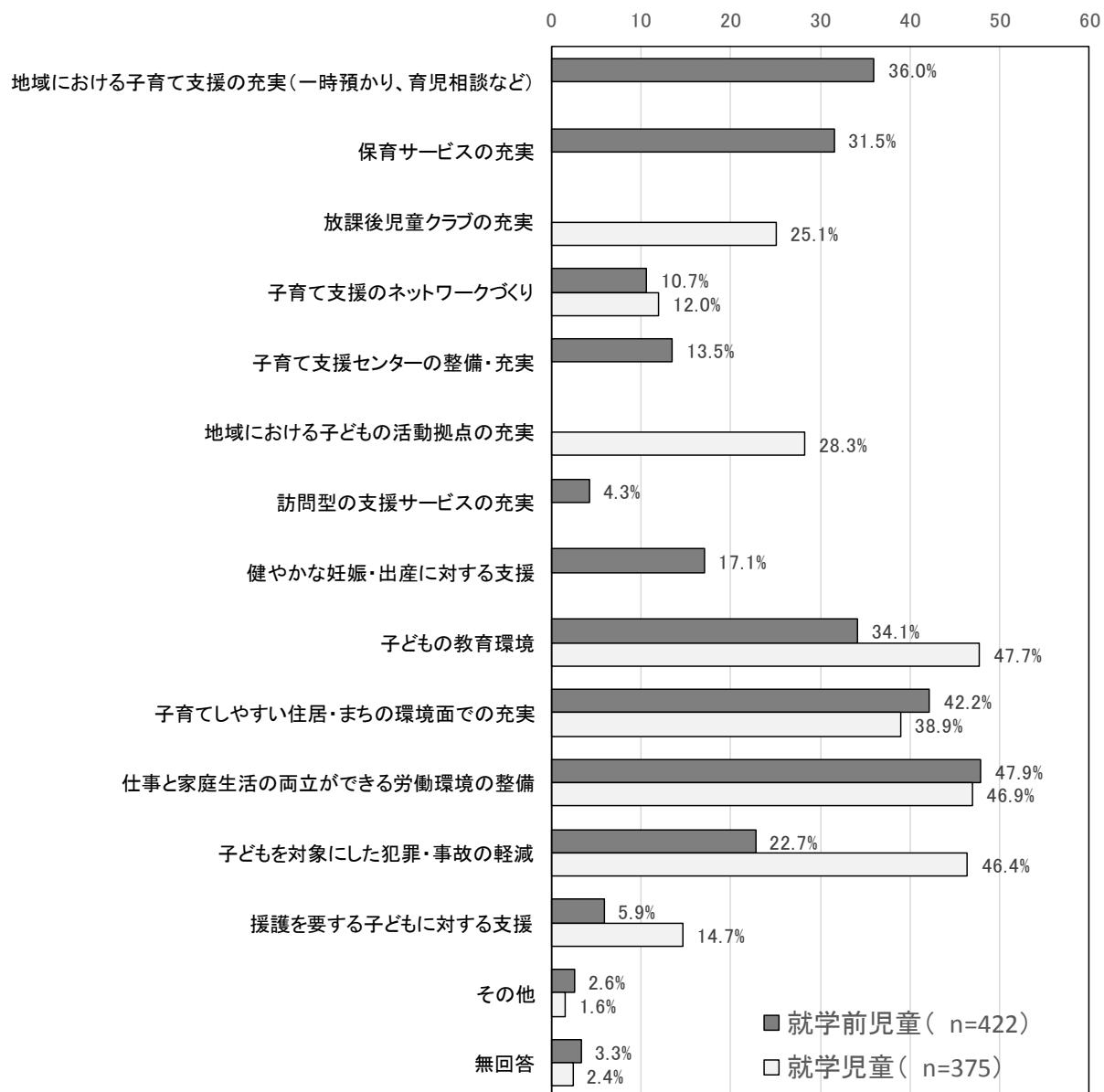
ご自身に関する悩みについて、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」が 43.8%と最も多く、ついで「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が 34.4%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が 26.1%となっています。就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が 41.1%と最も多くなっています

【図表 2-2-5-1-1 子育ての悩みについて（ご自身に関すること）】



② 子育てに有効だと感じる支援・対策

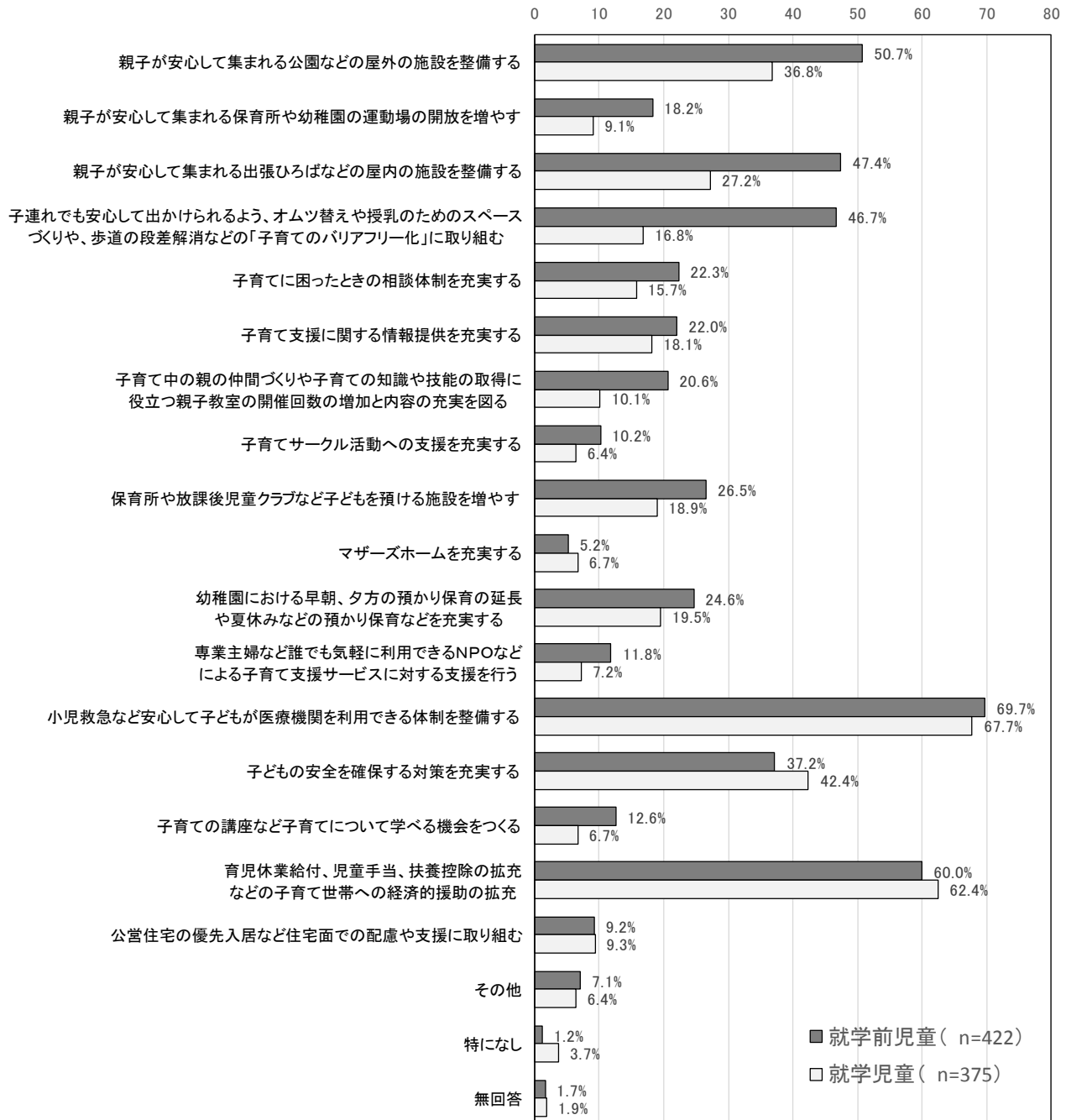
【図表 2-2-5-2 子育てに有効だと感じる支援・対策】



③ 匝瑳市に望むこと

就学前児童、就学児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が7割近くと最も多く、次に「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が約6割と多くなっています。

【図表 2-2-5-3 匝瑳市に望むこと】



④ 自由意見

就学前児童では 130 件、就学児童では 86 件の自由記載がありました。

特に就学前児童では「子どもの活動場所等について」の意見が最も多く、次に「子育て支援について」、「保育・教育サービスについて」、「子どもの医療体制」の順に意見がありました。就学児童も「子どもの活動場所等について」の意見が最も多いですが、次に「保育・教育のサービスについて」、「子育て支援について」、「子どもの安全の確保について」の順に意見がありました。

【表 2-2-5-4 自由意見まとめ】

内 容	就学前児童		就学児童		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%
子どもの活動場所等について	65	50.0%	32	37.2%	97	44.9%
設備(遊具等)の充実やメンテナンスの要望	19	14.6%	7	8.1%	26	12.0%
屋内(雨天時でも)遊べる場が欲しい	18	13.8%	5	5.8%	23	10.6%
親子で一緒に過ごせる場所が欲しい	7	5.4%	3	3.5%	10	4.6%
公園の利用方法について	4	3.1%	6	7.0%	10	4.6%
その他、子どもが過ごせる場所について	17	13.1%	11	12.8%	28	13.0%
子育て支援について	58	44.6%	14	16.3%	72	33.3%
おむつ券、ミルク券、ゴミ袋券など日用品の支援	18	13.8%	3	3.5%	21	9.7%
つどいの広場等の場のサービス拡大	18	13.8%	6	7.0%	24	11.1%
経済的な支援	11	8.5%	1	1.2%	12	5.6%
子育てのためのスペースづくり	4	3.1%	1	1.2%	5	2.3%
子どもの移動時の見守り体制の充実	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
子どもまたは親、親子で参加できるイベントの開催要望	3	2.3%	1	1.2%	4	1.9%
保育・教育サービスについて	38	29.2%	29	33.7%	67	31.0%
時間延長や休日等サービスの拡大希望	10	7.7%	4	4.7%	14	6.5%
保育・教育従事者の対応に対する苦情	7	5.4%	2	2.3%	9	4.2%
学校にエアコン等の設置	3	2.3%	8	9.3%	11	5.1%
費用について	3	2.3%	3	3.5%	6	2.8%
行事の参加などが負担	1	0.8%	3	3.5%	4	1.9%
その他意見や要望	14	10.8%	9	10.5%	23	10.6%
子どもの医療体制	26	20.0%	11	12.8%	37	17.1%
市内の小児科の充実	10	7.7%	3	3.5%	13	6.0%
医療費等助成について	5	3.8%	4	4.7%	9	4.2%
市内で救急対応してほしい	5	3.8%	2	2.3%	7	3.2%
病児保育希望	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
健診について	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子どもの安全の確保について	20	15.4%	12	14.0%	32	14.8%
道路が狭い歩道がないなど危ない(整備の要望)	10	7.7%	9	10.5%	19	8.8%
外灯が少ない/ない	8	6.2%	3	3.5%	11	5.1%
その他	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子育てに関する情報発信について	8	6.2%	1	1.2%	9	4.2%
子どもの障害について	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
その他子育て支援についての意見	20	15.4%	15	17.4%	35	16.2%
取組みに対するお礼	7	5.4%	5	5.8%	12	5.6%
その他	13	10.0%	10	11.6%	23	10.6%
その他	11	8.5%	11	12.8%	22	10.2%
市政に関する意見・要望	3	2.3%	4	4.7%	7	3.2%
市の施策に対する期待	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
アンケートについての意見	1	0.8%	1	1.2%	2	0.9%
その他意見や要望	5	3.8%	6	7.0%	11	5.1%
自由意見記載数	130	100.0%	86	100.0%	216	100.0%

※自由意見には複数の意見・要望が記載されているため、件数の合計と自由意見記載合計との数値は一致しない。

3. 現計画の事業評価

本市では、平成 27 年度（2015 年）から令和元年度までを計画期間とした「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、様々な施策を推進してきました。

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、「事業達成度」の評価基準を設定し、これまでに推進してきた事業について、計画の進捗状況の把握及び評価を行いました。

基本理念：子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標 1：子育ての支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

基本目標 2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

基本目標 3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

(2) 評価結果

基本目標 1：子育ての支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育ての孤立を防ぐとともに、障害児の支援や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策等の充実等、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築に努めました。また、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していく取組みを進めました。

基本目標 2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てに適した良好な居住環境の確保や、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーの推進に努めました。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進しました。

基本目標 3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図りました。また、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進しました。さらに青少年の健全育成を目的として、思春期保健対策の充実、子どもを取り巻く有害環境対策も推進しました。

前計画の評価

4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査等の結果、「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の事業評価等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて課題を整理しました。

(1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実

本市では、様々な教育・保育サービスのニーズに応えるため、前計画に基にサービスの提供を進めるとともに、子育て支援センター等で子育ての不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供したりと、子育ての孤立化を防ぐ取組みを行っていますが、子どもの減少や核家族化により、子どもも親も孤立しやすい状況になっています。子育て支援センターを中心として地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭がもれなく支援できるように取り組む必要があります。

また、平成30年（2019年）10月より保育料無償化がスタートするため、保育サービスのニーズが更に高まると考えられます。保育サービスの確保とともに様々なニーズに対応すべく地域社会における支援体制の強化も進めていく必要があります。

(2) 子育てする親へのための多様な支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもも親も健康であることが大切です。さらに妊娠時の健康状態が子どもにも大きな影響を与えることから、本市では、妊娠と安全な出産のための支援や親と子の成長を支援に取り組んでいます。引き続き妊娠、出産、子育てまで一貫した健康の維持・増進が必要となります。またアンケートでは、小児救急等安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備することを求める声が前計画に続き多く寄せられています。小児救急対応の医療機関はないことから、市内でも小児救急の対応ができるよう千葉県に働きかけていく必要があります。

仕事と子育ての両立についてアンケートによると、親や親せき、知人に子どもを預けることのできる家庭は多く、子育て世代の女性の就業率も国や県と比較して高いことから、仕事ができる環境は進んでいると考えられますが、現在未就業の母親の就労希望も多いため、今後は仕事と子育てが両立できる環境を多角的に充実させていくことが必要です。

(3) 子どもを育む、安全で安心できる場の整備

前計画においても、子育てに適した住環境や子どもの安全・安心のための取組みを行っていますが、アンケートでは、子どもが安心して遊べる場や親子一緒に過ごせる場所等を求める声が引き続き多く寄せられています。

また、昨今子どもが巻き込まれる事件や事故も多くなっています。子どもがのびのびと成長ができる環境、親と子のふれあいができる場の確保に努めていくとともに、道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守るため^①活動等で良好で安全な地域環境の基盤整備を地域とともに努めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、平成27年度（2015年度）から「匝瑳市・子ども子育て支援事業計画」を策定し、保育・教育サービスの充実を図るだけでなく、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思えるような環境づくりに努めました、

しかしながら、核家族化や就業する女性の増加、地域連携の希薄化等により社会全体で子どもを支えていくことがまだまだ難しい状況には変わりありません。行政だけでなく、保護者をはじめとする全ての人が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていくことが今まで以上に必要です。

このことから、本計画では、前計画の基本理念を継承し、更なる取り組みを推進していきます。

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ、
育てる喜びと楽しみが実感できるまちづくり

2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、全ての子どもとその保護者、そして子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組みが求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、それらを柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって、多様な子育て家庭が増えたことで子育てへの不安や負担も多種多様化し、子育ての負担を軽減する等の環境整備が必要となっています。

地域社会のつながりが希薄化し、子育てへの責任が家庭や母親に非常な重圧となり、子育て自体が負担となっています。広く全ての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育て支援や保育・教育サービスの充実を図るとともに、小児医療の充実や障害児の支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

また、全ての親が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取組みを進めます。

基本目標2 子どもを健やかに育む親を支えるまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産を支援するためにも、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進める上での基盤となる重要な分野です。また、将来の親となる子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを進めていく必要があります。

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や子どもの健康づくり等、親と子どもの健康の確保、推進を図ります。

また、保護者が安心して子育てをするためにも、自身が安定した生活を営むことが必要です。多様な働き方を認識し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めるとともに、経済的負担を軽減する取組を推進します。

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

子育てをしている人が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てるには、子どもにとって良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーを推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待も多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、安全で安心できる環境づくりを進めます。

3. 施策体系

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり（子育て支援の充実）

- （1）子育て家庭への支援
 - 1）子育て支援サービスの充実
 - 2）保育等サービスの充実
 - 3）障害を持つ子どもへの支援
 - 4）小児医療の充実
- （2）子育て・子育てを地域で支える意識・体制づくり
 - 1）地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成
 - 2）地域における子育て支援のネットワークづくり
 - 3）地域資源活用による子育て支援

基本目標2 子どもを健やかに育む親を支えるまちづくり（親と子の支援の充実）

- （1）親と子どもの健康の確保、増進
 - 1）安全な妊娠と出産の支援
 - 2）子どもの健やかな成長と発達への支援
 - 3）「食育」の推進
 - 4）思春期の心と体の健康づくり
- （2）仕事と子育てが両立できる環境の整備
 - 1）多様な働き方の実現、働き方の見直し
 - 2）仕事と子育て両立支援の推進
 - 3）経済的負担の軽減
 - 4）ひとり親家庭への自立支援の推進

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり（子育て環境の充実）

- （1）子育てを支援する生活環境の整備
 - 1）良質な居住環境の確保
 - 2）安心して外出できる環境の整備
- （2）安全対策の推進
 - 1）子どもを犯罪等から守るための活動の推進
 - 2）子どもを交通事故や災害から守る活動の推進
 - 3）児童虐待の防止策の充実
- （3）子どもが健やかに育つための環境づくり
 - 1）子どもの権利を守るまちづくり
 - 2）次代を担う人づくり
 - 3）生きる力を育む環境の整備
 - 4）家庭や地域の教育力の向上

第4章 施策の推進

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

(1) 子育て家庭への支援

1) 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等により、子育てが、孤立と不安感の増大で、親への大きな負担となっていることから、その軽減が課題となっています。

不安や悩みを聞いたり子育て支援に関する情報提供を行い、子育て世代包括支援センターを中心に地域子育て支援センター、つどいの広場の内容の充実を図るとともに、子育てサークルの活動を支援し、子育ての悩みや負担の軽減に努めていく必要があります。

具体施策

① 地域子育て支援センターの設置拡大

(福祉課)

保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターの設置拡大を図ります。

② 子育て世代包括支援センターの設置

(福祉課)

平成31年(2019年)4月、子育て世代包括支援センターの基本型を福祉課に、母子保健型の「なないろ」を健康管理課に開設しました。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を提供します。

③ 子育て情報マップの作成・配布

(学校教育課・健康管理課・福祉課)

各種の子育て支援情報をコンパクトにまとめた「匝瑳市子育てガイドマップ」を母子健康手帳交付時等により配布し、情報の周知と子育ての不安や負担の軽減に努めます。

④ 地域子育て相談の充実

(福祉課)

地域の希薄化による子育ての孤立・孤独化を防ぐため、各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。

⑤ 子育て支援総合コーディネーター

(福祉課)

地域における多様な子育て支援情報を一元的に把握し、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援をコーディネートする「子育て支援総合コーディネーター」の配置について検討します。

⑥ つどいの広場事業

(福祉課)

野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育て・子育てができる環境づくりを推進します。

⑦ 子育てサークルの支援

(福祉課)

乳幼児健診や講習会等に参加した保護者に既存のサークル活動を案内する等の子育てサークルの活動の場の提供等を行い、SNSを活用した子育て世帯のネットワークにも対応した母親の自主的活動の支援に努めます。

⑧ 一時預かりの拡充

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

2) 保育等サービスの充実

共働き家庭の増加により、家庭形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備する等、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスの実施を行うため、幼保連携の検討が求められています。

具体施策

① 延長保育

(福祉課)

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

② 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

③ 乳幼児保育

(福祉課)

仕事と子育ての両立を支援や安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の推進を図ります。

④ 障害児保育等の充実

(学校教育課・福祉課)

障害を持つ子どもの保育等に対応できるよう、研修会への参加を促し、障害児保育などに対応できる教員を増やす等、教員及び保育士の確保に努めます。

⑤ 病児・病後児保育

(福祉課)

病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の実施に向けて協議を進めていきます。

⑥ 医療的ケア保育

(福祉課)

平成31年(2019年)3月から公立保育所(吉田保育所)に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しました。日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもへの保育ニーズに対応します。

⑦ 保育所(園)の子育て支援機能の充実

(福祉課)

保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。

⑧ 幼稚園の子育て支援機能の充実

(学校教育課)

幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。

⑨ 幼保連携の検討

(学校教育課・福祉課)

教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ幼保連携について検討します。

⑩ 保育施設・設備の充実

(学校教育課・福祉課)

保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。

⑪ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

(学校教育課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

3) 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足している状況にあり、急病時の小児医療へのニーズが高まっています。本市では、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応しています。

また、子どもの健やかな成長と家庭の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成事業を実施しています。

具体施策

① 小児救急医療体制の整備

(健康管理課)

市内及び近隣の小児医療を担う医療機関との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。

② 子ども医療費助成事業

(健康管理課)

0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。

③ 未熟児養育医療給付事業

(健康管理課)

母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。

② 休日在宅当番医制事業

(健康管理課)

地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の診療の継続に努めます。

4) 障害を持つ子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につながるよう早期発見体制とそれにつながる相談体制を充実し、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、発育や発達の問題を発達段階で早期発見をするため、健康診査等の母子保健事業での早期発見に努めており、問題の発見後は専門職による継続的な支援を行っています。また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応などの療育体制の整備に努め、就学の際には就学支援として、医師・教育関係者・福祉関係者により諸検査・保護者面談によって作成した資料について慎重に審議を行ってきました。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながるように体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、その家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

具体施策

① 障害児保育等の充実 (再掲)

(学校教育課・福祉課)

障害を持つ子どもの保育等に対応できるよう、研修会への参加を促し、障害児保育などに対応できる教員を増やす等、教員及び保育士の確保に努めます。

② 障害児の幼児教育の充実

(学校教育課)

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

③ 早期発見体制の整備

(健康管理課・学校教育課・福祉課)

子育て世代包括支援センターを拠点として母子保健事業や幼稚園・保育所(園)と連携し、子どもの病気や発達・発育の問題の早期発見に努めます。

④ フォロー体制の整備

(健康管理課)

マザーズホームと連携し、発達が心配な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談の場を活用し、継続的な支援を行っていきます。

⑤ 療育体制の整備

(福祉課)

心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、マザーズホームを通して発達支援に努めるとともに、指導員のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。

⑥ 就学指導の充実

(学校教育課)

心身障害児就学指導委員会に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。

⑦ 担当教員の研修と相談機能の充実

(学校教育課)

学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、担当教員の研修への派遣や担当教員の研修の実施に努めます。

⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給

(学校教育課)

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

⑨ 障害児に対する助成

(福祉課)

療育手帳等交付時や広報紙、ホームページにより周知を行うとともに、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。

⑩ 保育所（園）心理発達巡回相談

(福祉課)

心理発達相談員が保育所(園)を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイスによるスキルアップ等を行い、適切な保育の推進を図ります。

(2) 子育て・子育てを地域で支える意識・体制づくり

1) 地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみによる子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、児童委員及び主任児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、児童委員及び主任児童委員での地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

① 地域ぐるみの意識の醸成

(福祉課)

広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めます。

② 児童委員及び主任児童委員の活動の周知

(福祉課)

子どもが健康に育つための子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員及び主任児童委員の活動内容について周知を図ります。

2) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりの希薄化が進行したことや、少子化の進行等により子ども同士の交流機会が減少しています。これにより子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、親自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待に走ってしまうケースも見られるようになりました。そのため、親の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、そうさ市子ども会を運営する子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

具体施策

① 子ども会育成連絡協議会支援事業

(生涯学習課)

子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、市内の子どもの活動の発展を図ります。また、子ども会運営の後継者の育成にも努めます。

② PTA活動支援事業

(生涯学習課)

市内の小・中学校及び幼稚園のPTAが連携し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。また、市との教育懇談の機会も設けていきます。

③ スポーツ活動支援事業

(生涯学習課)

スポーツ振興を目的として、子どもたちが取り組みやすい種目の発掘し、スポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。

3) 地域資源活用による子育て支援

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。全ての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地域振興協議会が中心となって、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、各地区のコミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。

具体施策

① 学習機会の拡充

(生涯学習課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

② 地域資源の活用

(環境生活課)

区長会への周知を通し、各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場としてさらに活用に努めます。

③ ファミリー・サポート・センター事業の検討

(福祉課)

ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。

基本目標２ 子どもを健やかに育む親を支えるまちづくり

(1) 親と子どもの健康の確保、増進

1) 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化に伴い、妊娠期からの健康と妊産婦の不安の解消が必要とされています。本市では、母子健康手帳の交付時より、妊婦の健康状態や不安を把握し、個々に合わせた指導を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施したり、医療機関との連携を図っています。

今後、より支援内容を充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を行っていく必要があります。

具体施策

① 母子健康手帳交付・妊婦相談

(健康管理課)

妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、健康の維持増進に役立てます。

② 母性健康管理指導事項連絡カードの活用

(健康管理課)

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。

③ 妊産婦訪問指導

(健康管理課)

訪問等により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。

④ マタニティクラス（両親学級）

(健康管理課)

妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。

⑤ ハイリスク妊婦に対する個別指導

(健康管理課)

身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。

⑥ 妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発

(健康管理課)

妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、妊娠期、子育て期に限らず、あらゆる事業で喫煙の健康への影響について伝え、知識の普及に努めます。

⑦ 医療機関委託妊婦一般健康診査事業

(健康管理課)

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

⑧ 不妊についての支援

(福祉課)

不妊治療を行っている医療機関等の情報を伝え、特定不妊治療費助成事業の啓発をします。また、個別相談に応じ、関連機関の紹介等の支援をします。

2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等を早期に発見していきます。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな相談を行ってきました。今後も、異常の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

具体施策

① 乳幼児健康診査

(健康管理課)

健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、健診の必要性について説明していくとともに、発育・発達状態と育児状況の確認をしていきます。

② 医療機関委託乳児一般健康診査

(健康管理課)

9～11 か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

③ 母子健康相談

(健康管理課)

保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。

④ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

(健康管理課)

子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を乳児訪問員が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。

⑤ 離乳食教室

(健康管理課)

5～11 か月の乳児を持つ保護者を対象に、初期・中期・後期のグループで離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。

⑥ 予防接種の早期実施の徹底

(健康管理課)

乳幼児から小・中学生及び高校生の対象者が100%受けられるよう未受診者の電話や手紙などでの再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。

⑦ 子育てに関する情報提供

(健康管理課)

様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。

⑧ 育児支援家庭訪問事業

(福祉課)

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。

⑨ すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)

(健康管理課)

1歳児をもつ保護者に対し保健師、栄養士、歯科衛生士が個別相談を実施し、歯みがきの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。

⑩ 発達相談言語相談

(健康管理課)

マザーズホームや医療機関と連携し、心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、保護者が安心して育児ができるよう努めます。

⑪ 未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導

(健康管理課)

未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。

⑫ 保育所(園)・幼稚園巡回歯科保健指導

(健康管理課)

3、4、5 歳児を対象にむし歯予防を中心に、歯磨きの大切さ等を伝える歯科保健指導を実施します。

⑬ 小学校巡回歯科指導

(健康管理課)

養護教諭との連携を図り小学生の歯科保健指導の支援に努めます。

3)「食育」の推進

朝食を食べないなどの食生活の乱れや、手軽にファーストフードやインスタント食品を食べられる環境にあることから、食育を通じた正しい食習慣の啓発や、食生活の向上に努めていくために、食の大切さを理解する場を提供していきます。

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、料理教室を実施していきます。

具体施策

① わんぱくクッキング

(健康管理課)

2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品にふれ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。

② 親子料理教室

(健康管理課)

小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員による栄養・生活リズムについての紙芝居と栄養士による講話を行います。

4) 思春期の心と体の健康づくり

全国的に性に関する正しい知識の普及と命の大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。本市では、家庭・学校・地域で連携して命の教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

具体施策

① 命の教育（性教育）

(健康管理課・学校教育課)

中学生とその保護者を対象に家庭・学校・地域の連携の下に、様々な教育の場を活用して、命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、また、性に関する正しい知識の普及を図ります。また、中学生が赤ちゃんとのふれあい体験をすることで、育児の大変さを理解し、命、家族の大切さを学ぶ機会を提供していきます。

② 未成年の喫煙・飲酒の防止

(学校教育課)

子どもたちの規範意識を高めるため、また未成年の喫煙、飲酒を防止するために、家庭・学校・地域・事業者が協力し、取り組みます。

① 思春期における心の問題に係る専門家の確保

(学校教育課)

学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行っています。携帯電話やインターネットを使ってのいじめ等新たな課題が出てきており、さらに専門家の確保に努めます。

(2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。本市では、父親の育児参加の促進や子育てをサポートする多様な働き方への支援として情報提供を進めてきました。今後も引き続き、よりわかりやすい情報提供の手法の検討を進めていく必要があります。

具体施策

① 父親の育児参加の促進

(産業振興課)

父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう「育児のための休暇取得プログラム」等の情報提供を行います。

② 多様な働き方への支援

(生活環境課)

NPOの活動等の多様な働き方を支援します。

2) 仕事と子育て両立支援の推進

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題となっており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力し合いながら地域の実情に即した取組みを進めていくことが必要です。

本市では、市内保育所(園)の11か所で乳幼児保育の実施や、放課後児童クラブを8小学校(11クラブ)に、また、放課後子ども教室を3小学校に設置する等、働く親への支援を進めてきました。

これからも働きやすい環境づくりのために、企業への啓発活動や保育の受け入れ体制の充実が課題となっています。

具体施策

① 乳幼児保育の充実 (再掲)

(福祉課)

仕事と子育ての両立を支援や安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の推進を図ります。

② 延長保育の充実 (再掲)

(福祉課)

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

③ 育児・介護休業制度の周知

(産業振興課)

育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。

④ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実 (再掲)

(学校教育課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

3) 経済的負担の軽減

一人の子どもが成人に至るまでには、様々な費用を要することから、子育てに係る各種助成事業を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、児童手当の給付については、国の動向に注視しながら、制度改正に伴う手当の支給に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

- ① 医療機関委託妊婦一般健康診査事業 (再掲) (健康管理課)
妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。
- ② 出産育児一時金の支給 (市民課)
国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。
- ③ 医療機関委託乳児一般健康診査 (再掲) (健康管理課)
9～11 か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。
- ④ 児童手当の給付 (福祉課)
中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。
- ⑤ 保育料無料化 (福祉課)
令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。
- ⑥ 保育所(園)保育料の軽減 (福祉課)
保護者の所得の状況に応じた適正な保育料となるよう、保育料の軽減に努めます。
- ⑦ 就学援助 (学校教育課)
経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。
- ⑧ 第3子以降の学校給食費の減免 (学校給食センター課)
18 歳未満の子どもが 3 人以上いる家庭を対象に、第 3 子の学校給食費を 1/2 に、第 4 子以降の給食費を無料にします。
- ⑨ 子ども医療費助成事業 (再掲) (健康管理課)
0 歳から中学校 3 年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。
- ⑩ 児童扶養手当の給付 (福祉課)
母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。
- ⑪ ひとり親家庭等医療費助成 (福祉課)
ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

⑫ 未熟児養育医療給付事業 （再掲）

（健康管理課）

母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。

⑬ 特別支援教育就学奨励費の支給 （再掲）

（学校教育課）

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

⑭ 障害児に対する助成 （再掲）

（福祉課）

療育手帳等交付時や広報紙、ホームページにより周知を行うとともに、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。

4) ひとり親家庭への自立支援の推進

近年の離婚の急増等が背景となり、ひとり親家庭が増えています。就労のための相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努める等、ひとり親家庭の自立支援を行っています。また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促しています。

今後は、更なるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子自立支援員の相談体制強化が重要な課題となっています。

具体施策

① 自立支援・就業相談等の情報提供

(福祉課)

母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、就業等の支援活動の充実を図ります。

② 母子寡婦福祉会への支援

(福祉課)

母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換したり、親睦を深めています。今後は、若年母子の会員募集等、会の充実を支援します。

③ 母子家庭等への居住の安定確保

(都市整備課)

母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用

(学校教育課)

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。

⑤ 児童扶養手当の給付 (再掲)

(福祉課)

母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。

⑥ ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)

(福祉課)

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

⑦ 母子家庭等対策総合支援事業

(福祉課)

母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給します。

⑧ 養育費の確保

(福祉課)

母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、研修会などを通じて、養育費についての理解を深め、支援を行います。

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく中でも居住環境は最も基本的な要因の一つです。本市では、子育て中の家庭へ質の高い市営住宅の提供を行っています。住宅の築年数は30年以上が経過していますが、設備の維持修繕をこまめに行い、快適な居住環境に配慮しています。

今後も、設備の老朽化等に合わせて適切な維持修繕を行い、居住環境の質の維持向上に努めていく必要があります。

具体施策

① 市営住宅の充実

(都市整備課)

引き続き市営住宅の修繕や、敷地の草刈等、維持管理に努め、質の高い市営住宅の提供を図ります。

2) 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用等を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

具体施策

① 道路交通標識等の整備

(建設課)

子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。

② 公共施設のバリアフリー化

(関係各課)

公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。

③ 遊び場・居場所の確保

(環境生活課・生涯学習課・都市整備課)

公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場、居場所作りに努めます。

(2) 安全対策の推進

1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園・小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、まちcomiメールによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども110番の家の登録を呼びかけ、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進していく必要があります。

具体施策

① 犯罪等に関する情報の提供

(学校教育課)

市内や近隣で犯罪等が発生した場合、幼稚園・小・中学校保護者に対して、速やかに情報提供をメール配信システムにて行います。市内や近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、保護者等へ速やかに情報を提供できるシステムの構築に努めます。

② 地域全体での取組みの推進

(学校教育課・環境生活課)

子どもたちを犯罪から守るために、地域住民の協力を得て、見守り活動の組織づくりを進めます。また、防犯協会と緊密に連携し、各地域の防犯協会支部を中心に、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合うことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく地域づくりを推進します。

③ 各種団体による子どもの安全対策

(学校教育課・環境生活課)

防犯協会、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合い、見守り活動に取り組み、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

④ 防災行政無線を活用した子どもの安全対策

(総務課・学校教育課)

毎日の防災行政無線で小学生の帰宅及び見守り放送を実施等、子どもへの一層の注意喚起と市民の見守りに対する意識の向上に努めます。

⑤ 「子ども110番の家」の拡大

(学校教育課)

子どもたちが安全で安心して登下校できるように、地域と協力して「こども110番の家」の拡大に努めます。

⑥ 地域防犯パトロール

(学校教育課・生活環境課)

小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。

⑦ 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における防犯対策の充実

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)、幼稚園、小・中学校において、セキュリティシステムの整備等、防犯対策の充実に努めます。

2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

車社会であることや自転車利用者が増え、子どもを事故から守るためには警察、保育所（園）、幼稚園、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を行うほか、警備業務を定期的の実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、市内学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上や防犯対策の充実化を図っていく必要があります。

具体施策

① 交通安全教育の実施

(学校教育課・環境生活課・福祉課)

子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育を保育所(園)や幼稚園、小・中学校で実施し、歩行の仕方、自転車の乗り方等、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら取り組みます。また、地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に実施します。市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。

② 避難訓練の実施

(学校教育課・福祉課)

災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう幼稚園、保育所(園)、小・中学校において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的の実施します。

3) 児童虐待の防止策の充実

近年の核家族世帯の増加、ひとり親家庭の増加により、保護者の孤立化やそれによる不安の増大によって児童虐待に繋がり、果ては子どもの命が奪われるといった重大事件は年々増加を続けています。

本市においては、関係機関と連携を取り、親の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

具体施策

① 孤立感・不安の解消

(健康管理課)

母子保健事業において妊婦期から丁寧な相談により保護者の不安をよく受け止め、助言することで、自信をもって育児ができるようにします。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。

② 相談事業の周知

(福祉課)

家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。

③ 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

④ 関係機関の協力による早期発見

(健康管理課)

母子保健事業・こんにちは赤ちゃん事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。

⑤ 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における早期発見

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

⑥ 市民の協力による早期発見

(福祉課)

「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも2年に一度更新し、学校、保育所、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。

⑦ 要保護児童対策地域協議会事業

(福祉課)

要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用し、情報の共有化等を図り、児童虐待に際して適切な対応に努めます。

(3) 子どもが健やかに育つための環境づくり

1) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもが持つ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮を指しています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、また、自分自身の考えを持てる自立した豊かな人間性を育める環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係は複雑化し、いじめや不登校といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、いじめや不登校に陥った子どもたちへの心のケアが重要となっています。

本市では、子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・中学校の連携の下に、中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割等を体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。また、児童・生徒及び保護者の希望により、「適応支援教室」への不登校児童及び生徒を受け入れる支援を行っており、受け入れ希望者は年々増加傾向にあります。

今後も、中学生模擬議会の開催を継続し、市内中学校へ積極的な参加を促すとともに、適応支援教室への受け入れ希望者が増加傾向にあるため、支援員を増員する必要があります。

具体施策

① 中学生模擬議会開催

(学校教育課)

中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として提供します。

② 適応支援教室

(学校教育課)

匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」において、子どもサポーター（適応支援教室支援員）として非常勤講師を配置し、家庭・学校・関係機関との連携を密にして不登校児童・生徒の一人ひとりの実態に即し、カウンセリングや相談活動等を通して個々の能力の向上をめざすとともに、小集団活動の充実を図り、社会性・協調性を育み学校復帰や社会的自立を支援します。

2) 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をしたりする経験が少ない等、親になる上での必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生・高校生に対する子どもを生み育てることの意義を理解させることが重要となっています。

本市では、保育所(園)での中・高生の乳幼児とのふれあい機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けています。また、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

今後も、小さな子どもとふれあうことで大人としての自覚や経験を養っていくとともに、ジュニアリーダーの養成を通して次代を担う子どもの育成をめざしていく必要があります。

具体施策

① 意識の啓発

(学校教育課)

家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。

② 乳幼児とふれあう機会の創出

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)と学校の連携により、総合学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。保育所(園)でのふれあいの機会を促進します。

③ 子ども体験活動支援センター

(学校教育課)

小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスをを行います。

④ 他世代とのふれあいの機会の創出

(学校教育課)

地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。また、青少年を主体に地区、学校、PTA等が連携し、児童・生徒と他世代との交流を深めます。

⑤ 職業体験機会の充実

(学校教育課)

在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生及び高校生の職業体験の機会を設けます。

⑥ 学習機会の拡充

(学校教育課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

⑦ 遊び場・居場所の確保 (再掲)

(環境生活課・生涯学習課・都市整備課)

公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場、居場所作りに努めます。

⑧ 指導者の確保・養成

(高齢者支援課・生涯学習課)

地域住民(PTA・老人クラブ等)の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊び支援やボランティア活動の指導者の確保・育成に努めます。

⑨ 子ども会活動支援

(生涯学習課)

ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施に当たり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。

3) 生きる力を育む環境の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所（園）と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善等を計画的に行っています。

また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八咫少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所（園）、小学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育んでいく必要があります。

具体施策

① 幼児教育の充実

（学校教育課・福祉課）

幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携を推進します。

② 障害児の幼児教育の充実（再掲）

（学校教育課）

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

③ 学力の向上

（学校教育課）

知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の向上に向けた取組みを進めます。

④ スポーツ教室の開催

（生涯学習課）

健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組みを推進します。

⑤ 子ども週末活動等支援事業

（生涯学習課）

週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組みを推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。

⑥ 八咫少年少女発明クラブ

（生涯学習課）

八咫少年少女発明クラブの活動を推進し、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを援助します。また、他地域への出品等を通して意欲を高め、積極的に活動します。

⑦ 信頼される学校づくり

（学校教育課）

信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組み、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。

4) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれ、家庭・地域でそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、子どもの情報誌の配布により自然体験や社会体験の情報を提供する必要があります。また、地域の教育資源の開放として、学校施設を広く市民に開放したり、総合学習での豊かな知識や経験を持つ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

具体施策

① 子ども情報誌の配布

(生涯学習課)

子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報をこれまで以上に提供し、一人でも多くの子どもたちに感動や実感ができるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。

② 青少年相談員

(生涯学習課)

より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。

③ 地域の教育資源の開放

(学校教育課)

地域住民の体験活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。

④ 地域人材の教育現場への活用

(学校教育課)

総合学習で、地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう今後も地域の人材の登用を行います。

⑤ メディアの影響についての学習会の開催

(生涯学習課)

テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を検討します。

第5章 量の見込みと確保方策

子どもの人口推計とニーズ調査での利用希望を基にした保育の量の見込みとその確保方策を記載します。

参考資料

匝瑳市子ども・子育て会議条例

匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿

策定経過
